

摂津市議会

総務常任委員会記録

平成18年10月19日

議 会 事 務 局

目 次

総務常任委員会

10月19日

会議日時、場所、出席委員、説明のため出席した者、出席した議会事務局職員、審査案件	1
開会の宣告	2
市長あいさつ	
委員会記録署名委員の指名	2
認定第1号所管分の審査	2
補足説明（総務部長、市長公室長、消防長、監査委員・選挙管理・公平・固定資産評価審査委員会事務局長）	
質疑（南野委員、三宅委員、柴田委員）	
認定第5号の審査	45
採決	45
閉会の宣告	45

総務常任委員会記録

1. 会議日時

平成18年10月19日(木) 午前10時 開会
午後 3時12分 閉会

1. 場所

大会議室

1. 出席委員

委員長	野口 博	副委員長	森内一蔵	委員	川端福江
委員	南野直司	委員	柴田繁勝	委員	三宅秀明

1. 欠席委員

なし

1. 説明のため出席した者

市長 森山一正
市長公室長 寺田正一 同室次長 中岡健二 同室参事 南野邦博
同室参事兼政策推進課長 有山 泉
同室参事兼人権室長兼人権推進課長 藤原堅太郎
秘書課長 井口久和 政策推進課参事 山口 猛 同課参事 前川 進
人事課長 山本和憲 人権室女性政策課長 牛渡長子
総務部長 奥村良夫 同部次長兼納税課長 葭中 勉
同部参事兼総務防災課長 杉本正彦 同部参事兼法制文書課長 小寺芳政
同部参事兼契約検査課長 石田光次 総務防災課参事 小原幹雄
財政課長 堤 守 法制文書課参事 奥 幸市 情報政策課長 東角泰典
市民税課長 寺本敏彦 同課参事 柳瀬順一 固定資産税課長 宮部善隆
納税課参事 高元譲二 同課参事 布川 博
会計室長 阿久根俊二 同室長代理 寺西義隆
監査委員、選挙管理・公平・固定資産評価審査委員会事務局長 杉浦 徹
同局次長 川上孝也 同局参事 大砂 涉
消防長 稲田晴彦 消防本部次長兼消防署長 石田喜好
同本部次長兼総務課長 浜崎健児 同課参事 明原 修 予防課長 水田謙二
警備第1課長 北居 一 同課参事 池澤弘員 警備第2課長 本山 勝
同課参事 樋上繁昭

1. 出席した議会事務局職員

事務局次長 野杵雄三 同局次長代理 上 清隆

1. 審査案件(審査順)

認定第1号 平成17年度摂津市一般会計歳入歳出決算認定の件所管分
認定第5号 平成17年度摂津市財産区財産特別会計歳入歳出決算認定の件

(午前10時 開会)

○野口委員長 ただいまから総務常任委員会を開会いたします。

理事者からあいさつを受けます。

森山市長。

○森山市長 おはようございます。

委員会開催に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。本日は、お忙しい中、常任委員会を開催していただきまして大変ありがとうございます。

きょうは、平成17年度摂津市一般会計決算所管分ほか、1件についてご審査いただくわけですが、どうぞ認定賜りますようよろしくお願いいたします。

なお、ご承知と思えますけれども、助役は少し体調を崩しまして、委員会に出席できません。各部長の方でしっかりと対応させますので、どうぞよろしくお願いいたします。

私は、一旦退席いたしますけれども、在庁しておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○野口委員長 あいさつが終わりました。

本日の委員会記録署名委員は、川端委員を指名いたします。

審査の順序につきましては、まず最初に認定第1号所管分の審査を行い、次に、認定第5号の審査を行うことに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○野口委員長 異議なしと認め、そのように決定いたします。

暫時休憩します。

(午前10時1分 休憩)

(午前10時2分 再開)

○野口委員長 再開します。

認定第1号所管分の審査を行います。
補足説明を求めます。

奥村総務部長。

○奥村総務部長 それでは、認定第1号、平成17年度摂津市一般会計歳入歳出決算のうち、総務部等に係る部分につきまして、目を追って主なものについて補足説明をさせていただきます。

まず、歳入でございますが、28ページ、款1、市税、項1、市民税、目1、個人は、前年度に比べ3.4%、1億1,187万1,591円の増額となっております。これは配偶者特別控除の上乗せ部分廃止により、課税所得が増額となったことなどによるものでございます。

目2、法人は、前年度に比べ9.7%、2億846万1,743円の増額となっております。これは主要企業の収益回復により、法人税割が増額となったことによるものでございます。

項2、固定資産税、目1、固定資産税は、前年度に比べ3.1%、2億8,317万6,693円の減額となっております。これは、地価下落に伴い価格修正を行ったことにより、土地が評価減となったことなどによるものでございます。

項3、軽自動車税、目1、軽自動車税は、前年度に比べ4.5%、305万2,925円の増額となっております。

項4、市たばこ税、目1、市たばこ税は、前年度に比べ4.0%、2,657万9,130円の減額となっております。

項5、都市計画税、目1、都市計画税は、前年度に比べ3.5%、6,159万8,766円の減額となっております。

30ページ、款2、地方譲与税、項1、所得譲与税、目1、所得譲与税は、前年度に比べ110.1%、1億5,676万1,000円の増額となっております。これは平成17年度三位一体の改革による国庫補助負担金の廃止・縮減の財源として移譲されたものでございます。

項2、自動車重量譲与税、目1、自動

車重量譲与税は、前年度に比べ1.0%、144万9,000円の減額となっております。

項3、地方道路譲与税、目1、地方道路譲与税は、前年度に比べ3.2%、172万3,000円の減額となっております。

款3、利子割交付金、項1、利子割交付金、目1、利子割交付金は、前年度に比べ20.6%、2,209万4,000円の減額となっております。

款4、配当割交付金、項1、配当割交付金、目1、配当割交付金は、前年度に比べ67.8%、1,875万5,000円の増額となっております。

款5、株式等譲渡所得割交付金、項1、株式等譲渡所得割交付金、目1、株式等譲渡所得割交付金は、前年度に比べ150.1%、3,452万円の増額となっております。

款6、地方消費税交付金、項1、地方消費税交付金、目1、地方消費税交付金は、前年度に比べ7.8%、8,127万2,000円の減額となっております。

款7、ゴルフ場利用税交付金、項1、ゴルフ場利用税交付金、目1、ゴルフ場利用税交付金は、前年度に比べ1.4%、4万1,540円の減額となっております。

32ページ、款8、自動車取得税交付金、項1、自動車取得税交付金、目1、自動車取得税交付金は、前年度に比べ7.0%、1,308万2,000円の増額となっております。

款9、地方特例交付金、項1、地方特例交付金、目1、地方特例交付金は、前年度に比べ4.7%、2,116万円の増額となっております。

款10、地方交付税、項1、地方交付税、目1、地方交付税は、前年度に比べ

8.4%、2,805万1,000円の減額となっております。

款11、交通安全対策特別交付金、項1、交通安全対策特別交付金、目1、交通安全対策特別交付金は、前年度に比べ2.8%、54万7,000円の増額となっております。

34ページ、款13、使用料及び手数料、項1、使用料、目1、総務使用料は、庁舎施設等使用料が収入されております。

36ページ、項2、手数料、目1、総務手数料は、税務諸証明手数料、税務督促手数料などが収入されております。

42ページ、款14、国庫支出金、項2、国庫補助金、目3、消防費国庫補助金は、洪水ハザードマップ作成支援補助金が収入されております。

50ページ、款15、府支出金、項2、府補助金、目7、消防費府補助金は、洪水ハザードマップ作成支援補助金が収入されております。

52ページ、目9、振興補助金は、大阪府市町村振興補助金が収入されております。

項3、委託金、目1、総務費委託金は、府税徴収事務委託金が収入されております。

款16、財産収入、項1、財政運用収入、目1、財産貸付収入は、土地貸付収入でございます。

目2、利子及び配当金は、財政調整基金などの各種基金利子収入でございます。

54ページ、項2、財産売払収入、目1、不動産売払収入は、旧水路用地等の土地売払収入でございます。

款17、寄附金、項1、寄附金、目1、寄附金は、競艇寄附金、一般寄附金が収入されております。

款18、繰入金、項1、特別会計繰入金、目1、財産区財産特別会計繰入金は、

市場池などの貸付収入の一部などで1,205万7,600円の繰り入れとなっております。

56ページ、項2、基金繰入金、目2、減債基金繰入金は、減債基金から13億6,763万4,000円を取り崩し、繰り入れたものでございます。

目3、総合福祉会館再整備基金繰入金は、総合福祉会館再整備基金から、10億円を借り入れし、繰り入れたものでございます。

款19、諸収入、項1、延滞金、加算金及び過料、目1、延滞金は、市税延滞金となっております。

項2、市預金利子、目1、市預金利子は、各課の前渡資金に係る預金利子でございます。

項3、貸付金元利収入、目3、家屋被害復旧資金貸付金元金収入は、家屋被害復旧資金貸付金償還金でございます。

58ページ、項4、雑入、目1、雑入の主なものといたしましては、大阪府市町村振興協会交付金、水道事業会計からの収入などでございます。

続きまして、70ページ、款20、市債、項1、市債につきましては、目1、民生債は借換債、目2、土木債は、正雀自転車駐車場整備事業債及び借換債、交通バリアフリー施設整備事業債、目3、消防債は、消防施設整備事業債、目4、教育債は小学校耐震補強事業債及び借換債、目5、市民税等減税補てん債は、恒久的減税等による減収額の補てんのため起債したもの、目6、臨時財政対策債は、普通交付税の不足分の振りかえとして起債したものとなっております。

款21、繰越金、項1、繰越金、目1、繰越金は、6,866万8,131円で、その内訳は繰越事業充当財源が72万7,000円、平成16年度決算剰余金が6,

794万1,131円となっております。

続きまして、歳出でございますが、76ページからの款2、総務費、項1、総務管理費、目1、一般管理費の主なものにつきましては、80ページ、節11、需用費のうち、消耗品費、総務防災課分は、市全体の一般事務用品の購入経費など、また法制文書課分は、印刷用紙、書籍追録代などでございます。

82ページ、節12、役務費のうち通信運搬費、情報政策課分は、インターネットに係る通信経費などでございます。

節13、委託料は、市例規集委託料など、節14、使用料及び賃借料は、OA機器の借上料などを執行しております。

84ページ、節19、負担金、補助及び交付金は、電子自治体推進協議会負担金を執行いたしております。

86ページ、節28、繰出金、財政課分は、児童手当に係る水道事業会計への繰出金を執行いたしております。

目2、文書広報費のうち総務部等に係ります主なものは、節12、役務費で、市全体の郵送料などの通信運搬費を執行いたしております。目3、会計管理費は、会計室の出納事務に係る経費でございます。

88ページ、目4、財産管理費は、庁舎や車両の維持管理経費などを執行いたしております。その主なものといたしましては、節13、委託料で、庁舎清掃管理業務、庁舎総合管理などの委託経費を執行しております。

90ページ、目5、車両管理費は、各課管理車両の事故賠償金を執行いたしております。

92ページ、目10、電子計算費は、節13、委託料でシステム支援委託料やシステム改造委託料など、94ページ、節14、使用料及び賃借料で、電子計算

機レンタル料や固定資産評価システムの借上料などを執行いたしております。

100ページ、目16、財政調整基金費から目19、土地開発基金費までの各基金費につきましては、剰余金、利子等をそれぞれの基金に積み立てたものでございます。

項2、徴税費につきましては、目1、税務総務費から104ページ、目2、賦課徴収費で、税務事務に関する経費を執行いたしております。

次に、204ページでございます。

款8、消防費、項1、消防費、目4、災害対策費では、ハザードマップ作成委託料のほか、防災資機材の整備や防災無線システム、防災演習など防災対策に係る経費を執行いたしております。

続きまして、248ページでございます。

款10、公債費、項1、公債費、目1、元金は、前年度に比べ28.5%、25億1,489万3,644円の減額となっております。

なお、借換債を除く実質ベースでは、前年度に比べ44.6%、17億6,500万6,356円の増額となっております。

目2、利子では、前年度に比べ15.5%、1億7,384万5,884円の減額となっております。

最後に250ページ、款11、諸支出金、項2、繰出金、目1、公共施設整備基金繰出金につきましては、公共施設整備基金からの借入金に係る利子償還金でございます。

目2、総合福祉会館再整備基金繰出金につきましては、総合福祉会館再整備基金からの借入金に係る利子償還金でございます。

款12、予備費、項1、予備費、目1、

予備費につきましては、886万8,084円を充当いたしております。その内容は、款2、総務費、項2、徴税費、目1、税務総務費で、法人市民税の還付金等に600万円、款3、民生費、項1、社会福祉費、目1、社会福祉総務費で、火災などによる災害見舞金に27万5,000円、項3、生活保護費、目2、扶助費で、生活保護費に144万7,534円、款7、土木費、項4、都市計画費、目1、都市計画総務費で、訴訟に係る応訴費用に46万3,050円、項5、住宅費、目1、住宅管理費で、市営住宅の緊急修繕に68万2,500円を充当いたしております。

以上、総務部等の所管いたします決算内容の補足説明とさせていただきます。
○野口委員長 続いて、寺田市長公室長。
○寺田市長公室長 続きまして、平成17年度摂津市一般会計歳入歳出決算のうち、市長公室に係る部分につきましては、目を追って主なものについて、補足説明をさせていただきます。

まず、歳入でございますが、34ページ、款13、使用料及び手数料、項1、使用料、目1、総務使用料、男女共同参画センター使用料は、摂津市立男女共同参画センター・ウィズせつつの施設使用料でございます。

44ページ、款14、国庫支出金、項3、委託金、目1、総務費委託金、統計調査費委託金は、国勢調査や工業統計調査などに係る委託金でございます。

46ページ、款15、府支出金、項2、府補助金、目1、総務費府補助金、人権相談事務費補助金は、人権相談員等に係ります補助金でございます。

52ページ、項3、委託金、目1、総務費委託金、人権啓発活動委託金は、人権啓発活動事業全般に係ります事業委託

金でございます。

58ページ、款19、諸収入、項4、雑入、目1、雑入、雑収入は、人事課分として、臨時非常勤職員等雇用保険個人掛金は、事務処理上、市が保険料を一括して支払うため、対象者から個別に徴収しました掛金を収入としたものでございます。

退職手当水道事業会計負担金は、退職手当を一般部局と水道事業会計との勤続年数で按分し、精算したものでございます。

派遣職員給与等負担金は、職員の派遣先と手当など給与体系の違いから生じる差額を精算いただいたものでございます。

また、過年度分互助会補給金精算金は、大阪府市町村職員互助会から退会給付金制度の廃止に伴い給付金の返還があったものでございます。なお、人事課に係ります雑収入のほかに、政策推進課、女性政策課に係ります収入がございます。

次に、歳出でございますが、一般会計全体に係ります人件費関係の決算でございますが、決算概要20ページの給与費決算額調書に記載いたしておりますとおり、平成17年度に支出いたしました給与費の総額は、68億1,270万1,564円で、前年度に比べ11.5%、8億8,294万5,305円の減額となっております。

給料費の内訳といたしましては、報酬で3億1,648万4,790円、給料で28億2,749万9,873円、職員手当等で27億3,915万1,698円、共済費で9億2,956万5,203円の執行となっております。

そのうち、給料では、前年度に比べ4.4%、1億3,015万233円の減額となっており、これは退職不補充等による職員数の減員によるものでございます。

職員手当等では、前年度に比べ20.9%、7億2,461万8,871円の減額となっておりますが、これは人事院勧告による期末手当の減や投開票事務従事者手当の減などにより前年度に比べ、9,715万3,529円の減額となったことや、退職手当が5億1,247万7,511円の執行で、平成16年度は希望退職制度に基づく早期退職を実施したことなどにより、前年度に比べ55.0%、6億2,746万5,342円の減額となったことによるものでございます。

報酬では、前年度に比べ8.9%、2,580万4,113円の増額となっております。これは、平成17年度に実施いたしました国勢調査に係ります調査員報酬などによるものでございます。

次に、人件費以外の内容を一般会計歳入歳出決算書によりご説明申し上げます。歳出の主なものといたしましては、決算書76ページ、款2、総務費、項1、総務管理費、目1、一般管理費、報酬では人事課の公務災害補償等認定委員会委員報酬と産業医報酬を支出しております。

78ページ、報償費は、秘書課分として、市の対外的な記念品費用、人事課分は職員研修の講師費用が主な支出でございます。

80ページ、需用費及び82ページ役務費につきましては、業務執行上必要な経費として支出したものであり、いずれも必要性を十分精査し、執行に努めてまいったところでございます。

委託料につきましては、秘書課分として、派遣職員による秘書業務委託料、人事課分として職員の健康管理に係る職員健康診断委託料、係長級昇任試験等の試験問題作成委託料や管理職の階層別研修を管理職養成等研修委託料で執行いたし

ております。

84ページ、負担金、補助及び交付金の主なものとしましては、人事課にかかる職員の教養研修費負担金と職員厚生会補助金でございます。

86ページ、目2、文書広報費で、秘書課分の主なものとしましては、広報せつつ及びお知らせ版の編集・発行・配布に係る執行経費でございます。

90ページ、目6、企画費につきましては、政策推進課の事務執行に係る経費でございます。また、この費目に係る役務費は、3年ごとに行っております。行政施策別市民意識調査を郵送配布、郵送回収により実施したものでございます。

次に、94ページ、目12、女性政策費、報償費につきましては、大阪人間科学大学、大阪薫英女子短期大学のご協力のもとに実施いたしております、せつつ女性大学や市民に参画いただいております女性政策推進市民懇話会等に係る経費でございます。このほか、男女共同参画社会を目指すための経費などがございます。

また、96ページ、目13、男女共同参画センター費につきましては、市立男女共同参画センター・ウィズせつつの管理運営に係る経費でございます。

100ページ、目15、諸費、負担金、補助及び交付金で、主なものとしましては、摂津市人権教育啓発推進協議会補助金、財団法人大阪府人権協会分担金を執行いたしております。

114ページ、項5、統計調査費、目1、統計調査総務費は、統計に係ります事務経費でございます。

また、116ページ、目2、指定統計調査費は、主なものとしましては、平成17年度に行いました国勢調査や工業統計調査などに係る経費でございます。

以上、市長公室の所管いたします決算内容の補足説明とさせていただきます。

○野口委員長 続いて、稲田消防長。

○稲田消防長 それでは、引き続きまして、認定第1号、平成17年度摂津市一般会計歳入歳出決算のうち、消防本部署管事項につきまして、目を追ってその主なものについて補足説明をさせていただきます。

まず、歳入でございますが、38ページ、款13、使用料及び手数料、項2、手数料、目5、消防手数料は、危険物設置許可及び検査、並びに罹災証明書発行等手数料等でございます。

50ページ、款15、府支出金、項2、府補助金、目7、消防費府補助金は、消防ヘリコプター運営補助金でございます。

66ページ、款19、諸収入、項4、雑入、目1、雑入の消防団員退職報償費は、12名の退職報償金、近畿道救急業務実施市町村交付金は、近畿自動車道救急出動等交付金、コミュニティ助成金は防災資機材整備助成金でございます。

続きまして、歳出でございますが、196ページ、款8、消防費、項1、消防費、目1、常備消防費の節9、旅費は、救急救命士養成等教育派遣及び職員研修派遣等でございます。

節11、需用費は、消防活動業務用品及び貸与防火衣の更新及び緊急情報システムの交換部品等の購入、並びに消防車両及び消防庁舎の修繕料等維持管理経費でございます。

節12、役務費は、一般加入回線及び専用回線に係る電話代等の通信運搬費、救急救助活動用ポンベ充てん等の手数料、並びに車両の保険料等でございます。

節13、委託料は、消防庁舎の清掃及び庁舎設備等の保守管理、高度救命用資機材の保守管理委託、並びに指令業務緊

急情報システム保守管理委託等でございます。

節14、使用料及び賃借料は、消防本部庁舎の土地の借り上げ、当務職員仮眠用寝具の借り上げ等でございます。

200ページ、節15、工事請負費及び節18、備品購入費は、経年高規格救急自動車及びNOx・PM法規制対象の千里丘出張所配備の消防ポンプ自動車の更新並びに車両搭載用機材の購入等でございます。

節19、負担金、補助及び交付金は、消防ヘリコプター運営負担金及び救急救命士養成派遣、職員教育派遣負担金並びに消火栓新設・修理負担金等でございます。

続きまして、202ページ、目2、非常備消防費の節1、報酬は、341名の消防団員報酬でございます。

節8、報償費は、12名の消防団員退職報償金等でございます。

節9、旅費は、延べ296名分の消防団員火災出動旅費及び訓練、歳末非常警戒並びに消防出初式等の費用弁償でございます。

節11、需用費は、消防団員の貸与被服及び消防団活動用品等の購入並びに消防団所管の消防ポンプ自動車6台、小型動力ポンプ積載車23台、小型動力ポンプ23台の維持補修費等でございます。

節15、工事請負費は、市第2分団屯所水道設置工事費でございます。

節18、備品購入費は、消防団活動に係る放送設備の更新経費等でございます。

節19、負担金、補助及び交付金は、消防団員等公務災害補償等共済基金の掛金及び消防分団車両更新、並びに消防団屯所の補修等に対する消防施設整備費補助でございます。

以上、歳入歳出決算のうち消防所管事

項の補足説明とさせていただきます。

○野口委員長 続きまして、杉浦局長。
○杉浦監査委員、選挙管理・公平・固定資産評価審査委員会事務局長 認定第1号、平成17年度一般会計歳入歳出決算のうち公平委員会、固定資産評価審査委員会、選挙管理委員会及び監査委員事務局が所管いたしております項目につきまして、目を追って補足説明をさせていただきます。

まず、歳入でございますが、44ページ、款14、国庫支出金、項3、委託金、目1、総務費委託金の選挙費委託金は、平成17年9月11日執行の参議院議員総選挙及び在外選挙人名簿登録事務に係る委託金でございます。

続きまして、歳出でございますが、92ページの款2、総務費、項1、総務管理費、目8、公平委員会費及び目9、固定資産評価審査委員会費につきましては、各委員の報酬並びに事務的な経費でございます。

次に、110ページの項4、選挙費、目1、選挙管理委員会費につきましては、委員の報酬及び事務的な経費でございます。

112ページのみ2、農業委員会選挙費につきましては、選挙は無投票となりましたけれども、平成17年7月10日に執行の予定でありました農業委員会委員選挙の準備に要した経費等でございます。

目3、市議会議員一般選挙費につきましては、平成17年9月11日執行の市議会議員一般選挙にかかります経費で、主なものといたしましては、投票立会人等の報酬や従事者の人件費のほか、節11、需用費では、投票用紙、選挙公報の印刷代、節13、委託料では、ポスター掲示場設営撤去委託料、節19、負担金、

補助及び交付金では、選挙公営制度交付金などとなっております。

目4、参議院議員総選挙費の主なものといたしましては、節12、役務費で、入場整理券の郵送料、節13、委託料でポスター掲示場設営撤去委託料、開票所や期日前投票所の設営撤去委託料、節18、備品購入費では、投票箱の購入代となっております。

次に、116ページの項6、監査委員費、目1、監査委員費につきましては、委員の報酬及び事務的な経費が主なものでございます。

以上、決算の補足説明とさせていただきます。

○野口委員長 以上で補足説明が終わりました。

これより質疑に入ります。順次お願いいたします。

南野委員。

○南野委員 おはようございます。

それでは、まず歳入に関してでございます。1つ目に、一般会計歳入歳出決算書の28ページ、款1、市税、項1、市民税の収入済額57億9,403万9,290円について、先ほど補足説明もございましたが、当初予算で55億4,040万円に対して、1億4,000万円の補正をされて、結果、予算現額が56億8,040万円で、収入済額が57億9,403万9,290円で、16年度に対して約3億2,000万円の増ということ、市税全体での収入済額は、16年度に対して約4,800万円の減となっておりますが、市民税での法人税が増額になったということは、経済情勢の影響に伴って、景気が回復傾向にあることが反映されているかと認識いたしますが、17年度の市民税に関して、どのように見込まれたのか、ご説明をお願いいたし

たいと思います。

2つ目に、同じく款1、市税、項2、固定資産税の不納欠損額8,925万9,458円についてでございますが、前年度に対して約7,000万円の増額となっております。市税全体の不納欠損額が1億5,673万5,350円で、16年度と比べますと、約8,300万円の増額であることから、17年度の市税の不納欠損額は固定資産税の不納欠損額がかなり影響していると認識いたします。

徴収率に関しては、16年度に対して0.2%と認識いたしますが、改善されたということではありますが、不納欠損の原因にはさまざまな状況で不納になっていると思いますが、どのような理由で不納になったのか、また何件不納になっているのか等のご説明をいただきたいと思っております。

続きまして、歳出でございます。決算概要に基づいてでございます。決算概要の40ページ、款2、総務費、項1、総務管理費、目4、財産管理費の庁舎管理事業のうち、光熱水費4,019万1,418円についてでございますが、16年度に比べて約200万円の減となっております。やはりクール・ビズ等の取り組みが光熱水費に反映されたと思いますが、この点お聞かせください。

次に、決算概要41ページ、款2、総務費、項1、総務管理費、目4、財産管理費の市立集会所管理事業のうち、修繕料540万3,961円に関してでございますが、51か所の集会所がありますので、さまざまな維持補修のための修繕を実施されたと認識いたしますが、どのような修繕をされたのか、答えられる範囲でお聞かせ願いたいと思っております。

次に、決算概要42ページ、款2、総務費、項1、総務管理費、目6、企画費

の業務改善推進事業15万7,500円についてでございますが、平成15年度から17年度まで3年間で摂津市業務改善活動として取り組んでこられましたATOMS運動について、報告書をいただいておりますが、全体的な総括と今後どのように取り組んでいかれるのかをお聞かせ願います。

次に、決算概要56ページの款2、総務費、項4、選挙費、目3、市議会議員一般選挙費2,696万4,590円に関してでございますが、現在、摂津市内の投票所は選挙時に何箇所で開催されるのか、お聞かせください。

次に、決算概要の118ページの款8、消防費、項1、消防費、目1、常備消防費に関して3点お聞きしたいと思います。まず、1つ目に、119ページの消防活動管理事業287万4,394円のうち、消防職員貸与被服の購入経費についてでございますが、消防隊員及び消防団員の防火服を新規格のものに切りかえる経費であると認識いたしますが、どのような経過で切りかえられるのか。また、新規格とはどのような規格であるのか、お聞かせください。

2つ目に、120ページに消防本部車両・資機材整備事業の6,418万4,101円のうち、高規格緊急自動車及び消防ポンプ自動車更新にかかわる経費についてでございますが、これは自動車NOx・PM法に伴う消防ポンプ自動車及び普通更新による高規格緊急車の購入であると認識いたしますが、17年度において、当該車両は何台であったのか等の詳細をお聞かせいただきたいことと、あわせて18年度以降の自動車NOx・PM法に伴う車両の更新は、何台予定されているのか、お聞かせください。

3つ目に、122ページの指令・通信

事業のうち、携帯119番直接受信委託料336万円についてでございますが、この携帯電話119番直接受信に關しましては、事故発生に伴って110番、あるいは119番に連絡をする際に、土地カンのない人からの通報でも携帯電話による119番直接受信で、時間が短縮できて、位置確認に要する時間も短縮でき、速やかに事故発生現場に着くことができるといふシステムであると認識いたしますが、ここでこのシステムをわかりやすく説明していただきたいと思ひます。

あわせて、事故発生場所の確認にどのような方法を取り入れられたのか、土地カンのない方でも場所確認が簡単にできるよう、例えば街路灯やまた電柱に番号などの表示を行う方法など、実施されていると思ひますが、この2点ご説明をお願いいたします。

以上で、1回目終わります。

○野口委員長 答弁求めます。

杉本参事。

○杉本総務部参事 まず、庁舎管理費の光熱水費についてということでございますけれども、庁舎管理の光熱水費、若干の減にはなっておりますけれども、先日も新聞でウォームビズの効果が厳冬、厳しい寒さのために余り出なかったというような報道がなされておりました。そういった中で、庁舎のエネルギーの管理、いわゆる節約については常々総務防災課の方でも各課にお願いをして、職員の協力をお願いしております。

エネルギー全体ですけれども、主に電気代、ガス代が主になりますけれども、5年程度のスパンで考えましたときに、電気代で約800万から900万円、ガス代で約100万円程度の減となっております。

これは電気代につきましては、電気料

金の自由化等の問題もございまして、もとが安くなっているということもあるんですけども、最高の出力の契約を低いものに見直しまして、できるだけ節約をする。またそういったことによる契約の手法での節約、一方で庁舎の夏場は28度、冬場については18度というような温度設定の小まめな調整の効果が出てきたものではないかなと思っております。

エネルギー全体で言いますと、平成13年度に比べますと、約1,000万程度節約できておりますので、今後もただ機器が古くなってまいりますので、こういった問題は将来的には増の要因、気候の変動も増の要因とは思いますが、職員に常々呼びかける中で、節約をし、また余分な経費をかけないように、努力してまいりたいと思っております。

続きまして、集会所の修繕ということでお尋ねいただきましたので、お答えをさせていただきます。

集会所の修繕料でございますけれども、年間約500万円強使っております。51か所の集会所がございまして、単純に割れば1か所10万円というようなことになってしまいうんですけれども、それぞれの集会所が数十年たっているようなことになっておりますので、外壁、屋根等の修繕というのは急務かなと思っております。

しかし一遍にはできませんし、1か所の外壁等の塗装をやりますと、70万から100万円というようなことになりまますので、昨年につきましては、4か所、第26、第20、第15、第8の集会所の屋根とか外壁の塗装をしております。これで半分以上は使われております。

あと各集会所の管理者の方からいろいろな要望が寄せられますけれども、緊急性を要するもの、根本的に使用する場合に

支障を来すものを優先して修繕をさせていただきますまして、その合計が540万円ということになっておるとございまして、

○野口委員長 有山参事。

○有山市長公室参事 ATOMS運動、業務改善運動の総括でございますが、ATOMS運動は、当初目標として3年間一定の期間というふうに判断をして運動をスタートさせました。3年間の改善運動につきましては、初年度の平成15年度は改善の風土づくりをテーマに、2年目は改善の実践をテーマに、そして平成17年度3年目には、改善の定着をテーマに取り組みました。3年間の取り組みを振り返りますと、参加した課の数でございますが、全庁で53課ありまして、このうち3年連続して応募した課というのが13課ございました。提案いただいた件数でございますが、3年間で362件の改善応募がありました。ATOMS運動で目指しました改善は、制度を変えたり、事業を再構築するといった大がかりなものではなく、日常に行っている事務や作業をよりよい方法を考え、変えてみるということで、結果的な市民サービスの向上を図り、限られた財源をより有効に活用しようとするものでした。その方法は、日常業務の中でみずから課題を発見し、職場で議論を通じて解決に向けて取り組んでいくといったものであります。

3年間を総括いたしまして、改善の定着というところまで到達できなかったかもしれませんが、ある程度みずからの気づきが改善に結びつくといった職場風土が醸成されてきていると思っております。今後についても、この改善が浸透していくというふうに考えております。

それから、今後ということで、現在1

8年度におきましては、他の職場の改善の取り組みを知っていただくということで、またそのことを自分たちの職場に生かしていただくということで、事例報告会やその開催ということではなくて、ニュースレターという形で庁内報を出しております。また、こういうことで審査とか、表彰とかいう形では継続していかないですけれども、改善運動そのものは今後も継続をしていき、同じ仕事をする上でも、もっと楽にできないか、もっと早くできないか、もっとミスを少なくできないか、もっと費用をかけずにできないか、もっと市民の皆さんに喜んでもらえる方法はないかということ等を常にみずからの業務、みずからの職場の中で見詰めていきたい。またそういうふうな職員の意識づけに取り組んでいきたいと思っております。

○野口委員長 葭中次長。

○葭中総務部次長 市民税の不納欠損処分についてご説明をさせていただきます。

平成17年度の不納欠損の総額は1億5,673万5,350円で、内訳としまして市民税では4,867万2,714円、固定資産税につきましては、1億652万5,036円、軽自動車税では、153万7,600円となっております。

人数につきましては、市民税では576人、固定資産税では94人、軽自動車税では415人、合計人数が1,085人となっております。この不納欠損につきましては、前年度と比較しますと、税額では112.98%、金額で申し上げますと、8,314万2,929円の増となっております。人数の方は例年度に比べますと20人の減となっております。

それで、先ほどもご質問がありましたましたが、固定資産税等の増の要因でございますが、まず1点目が、高額滞納者4件がございまして、この部分につきましては、

競売とか破産交付要求事件に伴いまして、執行停止後3年で時効を迎えたことによりまして、17年度で不納欠損の時期が到来したということになっております。

この高額滞納者4件の部分につきましては、総額で9,205万4,507円の金額がございまして、そのうち固定資産税で7,672万7,016円、市民税で1,532万7,491円を不納欠損といたしております。

それと2点目につきまして、破産法人につきましては、従前は執行停止後3年をもって欠損処理をしておりましたが、この17年度におきましては、法人商業登記簿確認の上、即時消滅した法人が23社ございまして、この分を不納欠損をしたことによりまして、大幅な増となっております。

それで、次に不納欠損の内訳につきまして、ご説明をさせていただきたいと思っております。法第18条第1項につきましては、徴収権の消滅時効でございまして、徴収権は法定の期限の翌日から5年間行使しないことによりまして消滅するものでございまして、例えば居所不明、失業、財産なし等が該当いたしまして、全体の24.33%を占めているような状況となっております。

次に、法第15条の7第4項につきましては、執行停止による消滅でございまして、執行停止が3年継続した場合において、納税義務が消滅するもので、全体の65.6%の割合となっております。

それと、法第15条7第5項の法人等が破産し、徴収することができないことが明らかになったとき、消滅をさせることができるようになってございまして、これが全体の10.07%となっております。

それと、件数的な部分ですが、この1,

085人の件数ですが、所在不明が43人、会社倒産が2、生活苦等により納税不能が450人、執行停止が567人、即時消滅が23人ということで1,085件となっております。

○野口委員長 寺本課長。

○寺本市民税課長 決算書の28ページの市税のうち、市民税にかかります決算額が16年度に対しまして3億2,000万ほど増になっておるけれども、17年度どう見込まれたかというご質問だったかと思えますけれども、これにつきましては、個人市民税と法人市民税に分けてご説明をさせていただきたいと思えます。

まず、個人市民税でございますけれども、17年度当初予算で32億6,380万円を計上させていただきました。個人所得割が当初見込額より増加したことによりまして、1億3,000万円の補正をさせていただきまして、現計予算額33億9,380万円でございます。現年課税分の決算調定額につきましては、34億5,028万5,345円、前年度と比べますと9,849万787円の増となっております。率にいたしまして、2.94%の増となっております。

また、現年課税分の収入済額につきましては、33億6,109万2,616円、前年度と比べますと1億2,017万5,101円の増、率にしまして3.71%の増となっております。これにつきましては、前年度と比較しまして、税制改正によります配偶者特別控除の上乗せ部分の廃止によります影響が大きく出ておりまして、当初9,000万から1億の増と見込んでおったわけですがけれども、それ以上に効果があったということで、このような結果になったと見ております。

次に、法人市民税でございますけれども、17年度当初予算で22億7,660万円を計上させていただきました。その後、1,000万円の補正をお願いいたしまして、現計予算額につきましては、22億8,660万円でございます。現年課税分の決算調定額は23億4,993万6,000円、前年度と比べますと2億780万9,300円の増で、率にしますと9.7%の増となっております。

また、現年課税分の収入済額につきましては、23億4,350万6,066円で、前年度と比べますと、2億1,090万4,716円の増となっております。率にしますと9.89%の増となっております。

法人市民税につきましては、13年9月のアメリカの同時多発テロに端を発しまして、世界経済の先行き不安から、14年度と15年度の2年間連続で大幅な減収となったわけでございますけれども、16年度決算では、主要企業の好決算を受けまして、大幅に増収となったわけでございます。

17年度につきましても、この16年度の好決算を受けまして、引き続き景気回復の基調によりまして、堅調な伸びを見せたものと見ておりまして、前年度を大幅に上回る決算となったところでございます。

○野口委員長 大砂参事。

○大砂選挙管理委員会事務局参事 選挙執行時の投票所数についてのご質問でございますけれども、現在、小・中学校の体育館、また公民館等27か所の投票所において選挙執行いたしております。

○野口委員長 明原参事。

○明原総務課参事 消防職・団員の貸与被服について、新基準の導入経過とまた規格の変更点はどうなっているかという

お問い合わせかと思いますが、その点につきまして、ご答弁申し上げます。

消防職・団員の服制につきましては、消防吏員服制基準及び消防団員服制基準が国から示されまして、いわゆる新基準の消防服制が制定されたところでございます。

本市におきましては、このことを受けまして、まず消防職員におきましては、平成14年度から財政負担の平準化を考慮いたしまして、4年計画で消防活動時に着用する活動服を導入いたしました。また消防団員におきましては、消防団活動の単位となることが多い、三島地域の導入動向とあわせまして、平成17年度から活動服と夏制服をこれも4年間の移行期間を設けて導入いたしております。

それぞれの被服の変更点について申し上げますと、まず活動服でございますが、これは従前紺色一色の作業服と呼ばれていたものでございますが、新基準にいたしまして、デザインを一新し、ブルー基調にオレンジ色を配色したものといたしまして、また機能的には防炎素材を導入いたしまして、変更をいたしました。また、夏制服につきましては、従前グレーで若干暗いイメージがあったと思いますが、それを水色と紺色と基調をいたしまして、清楚なイメージなものとしております。いずれも先に申し上げました国が示す基準に準拠いたしましたものとしております。

○野口委員長 本山課長。

○本山警備第2課長 消防署につきまして、3点ご質問にお答えいたします。

まず、1点目は新規格の防火着に変更いたしました経緯について、その規格についてということでお答えをいたします。

変更前の防火着は、撥水性に劣りまして、水が浸透し、重量が増して特に冬季

には体温が奪われて、体力の低下を招いておりました。また、防火着はコート型のために下半身がゴム長靴のみということで、大腿部の周辺というのは全く保護できず、火炎に遭われた場合に被害が及ぶという危険がありました。このような中で、活動中の隊員の安全確保をするために上下式を採用し、活動性にすぐれたISO規格の基準を適合した防火着に更新いたしました。

ISO規格、適合防火着採用ということで、国際的な規格であるISO規格の適合に準じた製品といたしました。これは「ISO11613」と言いまして、耐炎性、熱伝導耐熱性、引張強度、引裂強度、撥水性、液体化学薬品浸透性など19項目に及ぶ防護性を定めたものであります。そのような基準に適合する防火着とさせていただきます。

2点目のNOx・PM法の規制対象車の更新について、17年度及び18年度以降どうなっているかということについてのご質問ですけれども、17年度におきましては、現在千里丘出張所配備の消防ポンプ自動車をNOx法によりまして、更新をいたしました。18年度以降につきましては、現在行っておりますけれども、救助工作車、19年度におきまして、非常備の摂津市第1分団の消防ポンプ車、20年度にはしご車、及び摂津市第2分団の消防ポンプ車、21年度に水槽付きの消防ポンプ車と摂津市第4分団の消防ポンプ車、22年度に摂津市第3分団の消防ポンプ車、23年度につきましても水槽付きの消防ポンプ車、24年度に鳥飼出張所配備の消防ポンプ車と味生出張所の化学消防ポンプ車となっております。以上、常備消防におきましては、18年度を含めると6台、非常備におきましては4台ということになっております。

3点目の携帯電話からの119番の直接受信について現在どうなっているかということ、場所の確定ということであったかと思いますが、携帯電話からの119番通話に対しましては、従来は代表消防本部が受信をいたしまして、管轄の消防本部に転送する方式をとっておりましたが、17年度の11月に直接受信への移行整備を完了いたしまして、同年12月1日より119番、携帯電話から直接受信ができるようになっております。

場所の特定なんですけれども、市内の目標物を効果的に検索装置に入力いたしますとともに、消火栓標識に番号を明記しまして、その番号をまた知らせていただくと、住所が特定できるようにファイル化を現在いたしました。また、順次ではありますけれども、消火栓標識に住所を付していきまして、災害場所の確定に万全を今、期しているところであります。

○野口委員長 南野委員。

○南野委員 それでは、まず最初の市民税についてでございますが、17年度の見込みをご説明いただきましたが、18年度はどのように見込まれているのか、この際、お聞きしたいと思います。

あわせて18年度の税制改正に伴って、65歳以上の方、合計所得金額が1,000万円以下の方であります。この対象者の方に控除されていた老年者控除の廃止等によって、今まで非課税の方でも課税対象者になり、窓口や電話での問い合わせが殺到したとお聞きしております。また、私自身も何件か、なぜこんなに税金が上がるの、約3倍になったで等のご相談を市民の方から受けました。そしてまた、引き続き10月15日の広報にも載っていたんですけれども、19年度の税制改正が行われるということです。

ここで、本当に大事なものは周知の徹底

であると思いますが、広報、あるいは郵送で徹底してお知らせはしていただいていると思いますが、今後どのような周知の徹底の取り組みを考えておられるのか、お聞かせください。

固定資産税の不納欠損額については、先ほどご説明いただきましたが、税金を納めていただけない方に対して、税の公平負担の原則という観点からは精力的にさまざまな方法で取り組んでいただいていると思いますが、どのように対応されておられるのか、お聞かせください。

庁舎管理事業の光熱水費についてでございますが、ご説明いただきまして、わかりました。ここでお聞きしたいのは、庁舎の空調機器等の老朽化等による更新の検討も踏まえて、環境に配慮し、光熱水費等も大幅に削減できる省エネルギーサービス、ESCO事業を庁舎において導入できないかと、私自身一般質問等で要望させていただいておりますが、ESCO事業を導入して、メリット、効果があるかどうか、調査を行っていただいと認識いたしますが、どのような結果であったのかお聞かせください。

市立集会所管理事業の修繕料についてでございますが、ご説明いただきましたが、集会所の今後のあり方に関して、昨年の委員会で第1期アクションプランにおいて、集会所の統廃合を17年度より実施となっておりますが、具体的にどのように検討していただいているのかと質問させていただきました。また、多くの市民の方が気軽に利用していただくためにも、コミュニティセンターをつくる方向性が本当に望ましいと思いますので、検討していただくよう要望もさせていただきましたが、これから求める機能について、よく考えた上で集会所の今後の統廃合、もうちょっと考えていきたいと思っ

ておりますとのご答弁をいただいたと思いますが、集会所の統廃合を含めた今後の考え方について、もう一度お聞かせ願いたいと思います。

また、1つの考え方でありますけども、例えば今後集会所を残していくのであれば、使用頻度の多い集会所から、高齢者の方等に配慮したバリアフリーに改修していく必要があるのではないのでしょうか。トイレ等はバリアフリーにされているところも何箇所かございます。この点についてもどのように考えられるのか、お聞かせください。

業務改善推進事業のATOMS運動についてでございますが、報告書のATOMS運動に対する自由意見の中に、ATOMS運動により職場風土改善が少しずつであるが進んでいるように感じます。特に、次代を担う若手職員の積極的な提案には、刺激を受けています。今年度で終わらせるのはもったいない気がします。このような意見もあり、私もすばらしい取り組みだと思いますし、今後も続けていかれることを望みます。民間企業においても、いわゆる勝ち組、伸びていく企業では、常にさまざまな方法で、業務改善を行っていると思います。

今後においては、事例報告会、あるいはニュースレターといった方法で継続して取り組まれるとありましたので、常に業務改善を意識していただき、市民サービスの向上をお願いし、要望としておきます。

ここで、この際お聞きしたいのですが、市民サービスの向上を図るという観点から、庁舎の入り口付近で、来られた方を案内するフロアディレクター的な、いわゆる銀行の総合案内窓口のような体制について、考えてみたいと。これは16年度の委員会で助役からの答弁にもござい

ましたが、実際に茨木市で実施されていると聞いておりますが、この点についてどのように検討されておられるのかお聞かせ願いたいと思います。

選挙費関係でございますが、ご答弁いただいたように、摂津市内の投票所は、現在27か所ということで運営されているということですが、新アクションプランの21年度までの取り組みに有権者数の少ない投票所並びに狭隘な投票所については、近隣の投票所と統合することをこの17年度に検討されておられると認識いたしますが、選挙費用の削減という観点からだと思いますが、統合すると例えば、高齢者の方や障害をお持ちの方等については、投票所までの距離が遠くなり、投票率の低下につながるのではないかと思います。どのように検討されておられるのか。例えば、統合したとしたら、どのように対応されるのか、お聞かせ願いたいと思います。

消防活動管理事業への新規格の防火服についてでございますが、ご説明いただき、よくわかりました。

次に、消防本部車両資機材整備事業の自動車NOx・PM法に伴う消防ポンプ自動車及び普通更新による高規格緊急車の購入についてでございますが、ご説明いただきました。よくわかりました。ありがとうございます。

通信事業の携帯119番直接受信委託料についてでございますが、このシステムの導入に関しましては、我が党の先輩議員も何度か一般質問等で要望された結果、実施していただいたことに高く評価をしたいと思います。ご答弁でシステムに関してご説明いただき、わかりました。

今後も一刻を争う緊急時にいち早く現場に到着し、対応できるようさまざまな方策について検討していただきますよう

要望といたします。

以上で、2回目終わります。

○野口委員長 最初の市民税の関係ですけど、配偶者特別控除などの改正については平成17年度に影響ありますけれども、定率減税の半減だとか、老年者控除の廃止などは今年度に影響あります。そういう経過含めて簡単にご説明いただければと思います。寺本課長。

○寺本市民税課長 17年度決算を踏まえて、18年度はどのように見込まれているのかという質問につきまして、ご答弁申し上げます。

今後の見通しということでございますけれども、18年度につきましては、税制改正によります65歳以上の方にかかります非課税措置の廃止や老年者控除の廃止、また定率減税の半減などが影響してまいります。18年9月の段階の状況から見ますと、当初予算35億6,200万円を上回る決算ができるのではないかと見ております。

一方、法人市民税につきましては、18年9月末の段階でございますが、調定ベースで16億6,463万円となっております。前年同期と比較いたしますと、3億7,703万円の増でございます。率にしまして29.28%の大幅な増加となっております。特に1号法人の部分で主要企業が堅調でございます。このまま推移いたしまして、特別に大きな損失がないことを願ひまして、当初予算額の24億7,100万円を上回る好決算を期待しているところでございます。

2つ目の税制改正の変更点で、どのような周知徹底を考えているのかというご質問でございますけれども、税制改正などの周知につきましては、18年度住民税に影響します老年者控除の廃止や定率

減税の縮減などの改正が行われまして、これらの改正につきましては、納税者の方々に対する周知につきまして、市広報やホームページへの掲載、また6月に発送させていただきました納税通知書にも税制改正のお知らせを同封させていただいたところでございます。

19年度も国税から地方税への税源移譲に伴いまして住民税が大きく変わるわけでございますけれども、10月15日号の市広報紙でも税の特集紙面で改正内容などを掲載させていただいたところでございます。

そのほかにも市ホームページへの掲載や今回新たに2月に発送予定しております市民税申告書への改正のお知らせや、また6月発送予定の普通徴収の納税通知書にも改正についてのお知らせを同封させていただく予定をいたしております。さらに厳しい財政事情の中で、納税者の方々により広く周知を行わせていただくために、今回、この15日号の広報に掲載しました税の特集紙面の中から19年度住民税に影響します改正部分のお知らせということで、ダイジェスト版を作成いたしまして、公民館などの公共施設に配付することなども現在検討いたしております。

いずれにしても、納税者の皆様に改正内容がわかりやすくご理解いただけるよう周知の方法の検討を行ってまいりたいと思っておりますので、よろしく願ひいたします。

○野口委員長 杉本参事。

○杉本総務部参事 光熱水費の件でございますけれども、ESCO事業の導入ということで、先般の議会で南野委員の方から一般質問をいただきました。その中で、我々もそういう診断をいただける機関がございまして、そういったところ

に対して依頼をかけまして、果たして本市の庁舎がE S C O事業に対して適応するのかどうかということも考えさせていただきました。

結論を申しますと、本市の庁舎は全国の一般的な市役所庁舎に比べて約17%省エネ度があるということで、一般のところを100とすれば83程度のエネルギーの消費率ということになっております。このE S C O事業自体の採択される、いわゆる補助金が出ないとなかなかやってまいりませんので、考えますと、過去3年のエネルギーの消費量の平均値を25%程度削減できるということになっております。既に、本庁舎新しいこともありまして、17%はありますので、3年間で恐らくできるのは七、八%であろうということで、補助金には該当しないという返事をいただいております。

よって、E S C O事業ということでの取り組みというのは難しいものと。庁舎がもっと古くなっている市役所等については非常に効果があると聞いておりますけれども、今のところは本市では無理ということになっております。

ただ、いずれにいたしましても、本市の持ちますエネルギー、いわゆるCO₂を1割削減することによりまして、大体9ヘクタール程度のスギの植林をするのと同じ効果があると言われていたことも、その調査によって教えていただきました。よって、非常に効果のあることだと改めて思いますので、エネルギーの消費、光熱水費の削減にもつながりますので、今後ともいろいろな職員にも呼びかけながら取り組んでいきたいと考えております。

次に、集会所の今後のあり方ということで、お聞きいただいておりますけれども。前回、前々回についてもご答弁をさ

せていただきました。私どもも集会所のあり方というのは非常に頭の痛い問題、というのは今現在活用されておられるところを取り上げるということも一方で出てくるということになるかと思っておりますので、先ほど議員おっしゃいましたように、使用頻度の問題を取り上げるべきではないかと考えております。

この中で集会所の使用頻度を見ますと、年に1,000回程度使われている集会所もございます。実は二けたのところもございます。51か所ありますけれども、その必要性、存在の価値、そういったものがはっきり申し上げて違うんだというのがよく認識しているつもりでございます。

その中で改修についてもできるだけ使用頻度の高いところについては、先ほどおっしゃいましたバリアフリー化等についても考えていきたいと考えております。

先ほど1回目の答弁させていただきました中で、屋根等の改修、外壁の改修と申し上げましたけれども、内部改修も一部行ってきております。こういったときには手すりであるとか、段差の解消であるとか、こういったこと、予算の範囲でするので全面的とは言えませんが、何箇所かずつでも進めたいと思っております。

ただ、もとに戻りますけれども、集会所自体のコミュニティセンター化等については今後の財政の改善というのが前提でないと、なかなか51か所というものの重みというのは、相当な財政的な負担にもなると思っておりますので、そういったことは考えながら、当面現行の予算の枠の中でより使いやすい集会所ということになるのではないかなと考えております。

○野口委員長 葎中次長。

○葎中総務部次長 滞納者の対応につき

まして、ご説明をさせていただきます。

この滞納繰越の徴収につきましては、税の公平負担の原則ということがございまして、滞納処分の早期化という部分に我々、日々努力をさせていただいているところでございます。この滞納整理につきましては、滞納者に対しまして、督促、催告等をさせていただき、また分割納付とか、いろいろなご相談をさせていただいた中で、いろいろな徴収業務をさせていただいております。

さらに、こういう納税交渉等に応じない、誠意のない滞納者につきましては、財産調査等をさせていただきまして、滞納処分、差し押さえ等の実施をさせていただいております。

この滞納処分、差し押さえの関係ですが、17年度の具体的な取り組みについてご説明をさせていただきたいと思っております。

この財産調査、差し押さえにつきましては、従来、不動産、電話債券等を中心にした差し押さえをやっておりましたが、17年度はまず銀行預金、この部分については12件で1,088万5,388円、次に生命保険の解約返戻金18件、874万366円、国税の還付金5件で67万8,369円、また不動産の差し押さえによります任意売却での収入6件、311万1,000円、合計で2,341万5,123円を差し押さえ等をさせていただきまして、換価をしております。

そういうことで、従来こういう債権の差し押さえはわずかしかやっておりませんでした。今後こういう部分も重点的に取り組んで、またやっていこうと考えております。

また、2点目ですが、平成17年度より直接徴収制度というのが設けられまして、本来、市府民税につきましては、市

が徴収するとなっておりますが、この17年度からは市府民税の滞納分を大阪府に引き継ぐことによりまして、一定、大阪府と連携して徴収が可能になっております。

この17年度につきましては、3件を引き継ぎまして、税額で446万5,200円を引き継いでおります。そういうことで、そのうち徴収については30万4,850円というように、まだ徴収の部分は余り効果が上がっていないのですが、こういう部分で大阪府と連携を強化して、市府民税の滞納分について、重点的に取り組んでいきたいと思っております。それで、参考ですが、18年度は現在8件で金額にしまして約3,300万円程度を今、現在大阪府に徴収の依頼等をさせていただいて、今後ともそういう連携を強めて実施をしていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○野口委員長 有山参事。

○有山市長公室参事 フロアディレクターということですが、平成16年11月の決算の委員会で助役の方がフロアマネジャーということではございます。私どもといたしましても、フロアマネジャーを置くことについて、今後取り組んでいく課題の1つと考えております。フロアマネジャーにつきましては、来庁される市民の方々にあいさつをする、お声がけを行う。来庁者の用件を的確に把握する。そして案内する。

また銀行などで行っておりますように、申請書の書き方を説明するなどの業務内容になると思います。

現在の受付窓口のように、だれが担うかということで、委託を行っていくのか。また再任用職員も含め職員での対応とするのか。一部自治体で実施していますよ

うに、管理職が交代で業務を担当していくのかといったような、だれが担うかという課題整理も必要であると思っております。

いずれにいたしましても、新たな業務として生じるということで、経常的なコストの増加や業務負担がふえるということになりますので、このコスト、あるいは市民サービスの向上ということを含め、判断の基準として考えていきたいと思っております。

○野口委員長 大砂参事。

○大砂選挙管理委員会事務局参事 投票所についての質問でございますけれども、従前から集会所などの狭隘な投票所におきましては、入り口が狭いため投票所自体に入りにくい。また投票所内でも従事者や立会人と記載台の距離が近いため、投票していても記載内容を見られているような気がするという声があることは十分承知いたしております。

投票所内の照明や記載台の配置、また事務手続の流れなどにつきましては、十分な配慮が必要ですが、狭隘な投票所では、その対応は困難であると言わざるを得ません。しかし、投票区域内に適切な代替施設がないため、小・中学校体育館等、公共施設を利用している投票所と統合を図る必要が生じてまいります。

しかし、委員がおっしゃいましたとおり、投票所の統廃合を実施した場合、投票所までの距離が長くなる有権者が出てまいります。その場合の高齢者や障害をお持ちの有権者に対する新しい方策はないかどうか、現在検討を重ねているところでございます。

○野口委員長 奥村総務部長。

○奥村総務部長 それでは、何点か補足答弁をさせていただきます。市税の当初予算の計上の分について補足をさせてい

ただきますが、当初予算計上に当たりましては、地方税制の改正やあるいは国の方で地方財政計画が発表されています。それら資料をもとに、それぞれの増減率を当然斟酌しながら、それから本市の課税状況、決算状況等も踏まえまして、予算計上をしております。

この計上の際に、強気で予算を見るのか、あるいは消極的に予算を見るのかというような問題が当然出てまいります。我々としていたしましては、歳入欠陥を起すことはならないという、やや消極的な予算計上になりがちでございますが、先ほどご質問のように、個人の住民税、確かに当初予算32億6,380万でございます。決算が34億4,620万9,000円でございますので、5.6%の決算の増となっております。できる限り決算数字と当初予算がニアリーイコールになるような、そういう計上に今後も努めていきたいと思っております。

それから、滞納対策でございます。ちょっと徴収率の分をご紹介させていただきますと、平成16年度の徴収率が、現年で98.3%、それから平成17年度では98.5%と微増しております。また反対に滞納繰越分では、平成16年が23.6%、それから平成17年が20.4%と微減となっております。

その結果、それらを合わせました全体の徴収率でございますが、93.6から93.8ということで微増となっております。

ちなみに府下各市の平成17年度決算の市税徴収率、吹田市がトップで95.84、それから最低は泉南市でございます、81.95。平均値は92.59となっておりますので、本市の93.82は、上位5番目となっております。これは平成16年度と同順位となっております。

ます。

それぞれ市税は平成9年度、最高額を記録しまして、202億4,100万円の市税決算額がございました。平成17年度まで年々減少しております、平成17年度は先ほどご指摘のように172億3,700万ということで、約30億円減少しております。

特に、市税が減少してまいりますと、当然徴収率に力を入れなければならないですし、それから税金を要は誠実に納められた方の、公平感も当然出てきますので、我々は徴収には全力を挙げていきたいと思っております。

また、次に税徴収に関しまして、徴税コストというのがございます。この算式は課税から徴収までの税に要する一切の経費、いわゆる決算の項目でいきますと徴税費、それを割ることの市税決算額、掛ける1万という徴税コストの計算がございます。いわゆる1万円を徴収するのに幾らかかったのかというコストでございます。

平成16年の1年古い数字なんですが、本市で300円80銭、それから府下平均値は295円90銭となっておりますので、本市の分は平均的な数値となっております。

徴収率向上のためには、人海戦術が一応有効と考えておりますが、徴税コストが幾らかかろうともいいというふうには私どもは思っておりません。我々といたしましては、現有人員で最大の努力を払いながら、税の公平性から100%は無理といたしましても、それに近づける努力は怠ってはならないというふうに考えております。

徴収率向上のためのテクニックについては、各市そう相違はないと思っておりますが、それぞれ他市の状況も今後検証しながら、

徴収率向上にまい進していきたいというふうに思っております。

○野口委員長 南野委員。

○南野委員 市民税についてでございますけれども、ご説明いただきましたように、税制改正に伴ってダイジェスト版など作成して公民館に置くといった新たな方法も取り入れられて、周知の徹底をしていただくということではありますが、ぜひだれが見ても本当にわかりやすい、例えば改正前はこうでありましたが、改正後はこのようになりましたと、その意味では今回15日付の広報紙は、住民税が大きく変わりますということで、より詳しく書いていただいていると思います。本当にわかりやすく周知していただくよう、お願いいたします。

納得していただくことは本当に難しいと認識いたしますが、この件に関しては、徴収率にも反映してくると思います。窓口、あるいは電話での問い合わせに対しても、丁寧に対応していただいていると思いますが、なお一層の丁寧な対応をよろしくお願いいたします。要望としておきます。

固定資産税の不納欠損額についてでございますが、税の納付に関して全体的に言えることだと思っておりますが、会社が倒産し、所得が減少した、あるいはご病気になられて、生活が安定しない等の事情で滞納になっておられる方に限っては、この状況を考慮した上で、今以上に誠意を持っていただいて、納付方法の相談やいろんな意味で、また方法で幅を持っていただけるよう、要望としておきます。

また、コンビニ収納なども検討していただいていると思いますが、早期実現できるよう、この件もあわせて要望しておきます。

庁舎管理事業の光熱水費についてでご

ざいますが、ご説明いただきましたように、省エネルギーサービス、E S C O事業を庁舎において導入するには、庁舎自体がまだ新しいので効果が得られないということではありますが、今後、市役所庁舎だけではなくて、市が管理するすべての施設のエネルギー消費の節減と、どうか環境に配慮した取り組みを検討していただけるよう要望としておきます。

市立集会所管理事業の修繕料についてでございますが、ご答弁いただきましたが、今後集会所におきましても玄関の段差解消等のだれもが利用しやすい、バリアフリー化が求められると思います。

ある市民の方から、公民館や集会所でお祭りや行事があっても、車いすなので参加できないとの声も聞いております。このことを踏まえて、解消には財源が伴うでしょうが、十分検討していただきますよう、よろしく願いいたします。

業務改善推進事業についてでございますが、フロアマネジャーの考え方についてでございます。例えば、案内役を職員の方で行っていただけるということであれば、市民の方の声を直接聞く機会が多くなって、より業務の改善につながると確信いたします。

市民の方もきっと喜んでいただけると思いますので、十分に検討して取り組んでいただけるよう、要望としておきます。

選挙費関係の投票所統合についてでございますが、市民の皆さんの意見をしっかり取り入れていただきますよう、また高齢者の方や障害を持っておられる方等に配慮した取り組みを要望いたします。

以上で終わります。

○野口委員長 ほかにありませんか。

三宅委員。

○三宅委員 それでは、続きまして質疑をさせていただきます。

まず、平成17年度摂津市一般会計歳入歳出決算書の52ページ。せんだってご説明いただきました府税徴収事務委託金1億466万1,104円ということでございますが、これの趣旨と現在の活用の方法等についてご説明いただきたく存じます。

続きまして、決算概要に移らせていただきます。

まず、32ページ、款2、総務費、項1、総務管理費、目1、一般管理費、秘書課ご所管分、一般事務事業において、秘書業務委託料、こちらの方が予算現額683万2,000円、決算額654万2,195円となっております。こちらの決算額におきまして、昨年と比較いたしますと、150万円ほどの増額となっておりますが、これの根拠がございましたら、お示し願います。

続きまして、33ページ、人事課ご所管の職員給与管理事業、こちらの印刷製本費でございますが、これは給料の明細の印刷と認識いたしますが、この点正しいかどうかのご教授をお願いします。

続きまして、34ページ、人事管理事業でございます。試験問題作成等委託料、こちらが昨年と比較いたしますと、同じく30万円ほどの決算の増額でございますので、この根拠をお示しください。

続きまして、そのすぐ次の項目になりますが、労働安全衛生事業、こちらの中にございます図書購入費、当初予算が10万円、決算額は9万9,750円ということでございますが、こちらはこういった本を買って、どのように活用しておられるのか、ご説明をお願いします。

続きましては、35ページ。人件費事業におきまして、時間外勤務手当でございます。こちらの方、決算額が1,634万5,722円ということでございます。

すが、備考欄に記載しております、トータルの合計人数、こちらが昨年度、平成16年度の時点のものと比べますと、減少しております。休日勤務手当を確認いたしましたところ、こちらも減少しておりますのですが、時間外勤務手当が増加しているという点について、人事課の方で把握しておられる要因、原因がございましたら、ご説明をお願いします。

続きまして、37ページ、総務防災課ご所管、一般事務事業の消耗品費、こちらが昨年と比較いたしますと約7万円程度増額しておりますが、こういった点に関してご使用になられたか、ご説明をお願いします。

続きましては、39ページ、款2、総務費、項1、総務管理費、目2、文書広報費、秘書課のご所管になりますが、ホームページ事業、こちらがホームページ保守委託料で、予算現額63万円、決算が同額ということでございますが、この予算の時点で既に平成16年度と比較いたしますと、28万円の増額となっておりますが、これの要因をご説明願います。

続きましては、40ページ、こちらは総務防災課ご所管、庁舎管理事業の消耗品費が昨年と比べますと30万円の増ということでございます。予算現額と比較いたしますと、執行は比較的抑えたものとなっておりますと認識いたしますが、こういった消耗品費というところとしっかりと節約していただくべき項目であると考えます。また、この消耗品費に関しましては、総務防災課のみならず、各所で節約もできようかと考えておりますので、まず30万円の要因と続きまして、全体としての考え方をお持ちでしたら、お示しく下さい。

続きまして、42ページ、款2、総務費、項1、総務管理費、目6、企画費、

政策推進課ご所管になりますが、市民意向調査事業でございます。こちらの方、事務報告書の15ページに載っております、摂津市行政施策別市民意向調査、これに該当するかと思われませんが、この回答率が15.7%ということで、決してこれはデータとして高いというものではないという印象を受けます。この点については、現状の認識と今後の考え方について、ご説明をお願いいたします。

続きましては、44ページ、款2、総務費、項1、総務管理費、目10、電子計算費ということで、セキュリティ強化対策事業、新規ということで上がっております、105万円の決算額でございます。こちらの方ですけれども、同じく事務報告書に、監査の概要が掲載しておりますけれども、これの導入のきっかけと同じく今後のこういった監査の活用の方針を一言ご説明をお願いいたします。

続きましては、48ページ、款2、総務費、項1、総務管理費、目15、諸費、人権推進課ご所管の人権啓発指導員雇用事業、こちらの方が昨年と比較いたしますと、決算額が115万円ほど増額となっております。この増額をもつての活動の成果を一言お願いいたします。

続きましては、49ページ、平和イベント開催事業の点でございますが、一応備考の欄に表記しております内容と昨年の決算の時点の内容が特段の変化を加味したものではないと認識いたしますが、最終的な決算額は昨年と比べますと20万円少々増加しております。これにつきまして、把握しておられることがございましたら、ご説明をお願いします。

続きましては、51ページ、款2、総務費、項2、徴税費、目1、税務総務費の市民税課ご所管、一般事務事業、アルバイト賃金でございますが、こちらの方、

395万3,469円の予算及び決算の額でございます。こちらの方が昨年と比較いたしまして40万円ほどの増額になっておりますので、これの要因をご説明いただきたく思います。

続きましては、56ページ、款2、総務費、項4、選挙費、目3、市議会議員一般選挙費でございますが、今回この2,696万4,590円ということで、今回の市議会議員の一般選挙でございますが、この昨年の9月11日は、衆議院議員の総選挙と同日の選挙でございました。この同日選挙となったことにおきまして、予算の執行の面でどのような影響があったか、まとめがございましたら一言ご説明をお願いいたします。

続きましては、118ページ、款8、消防費、項1、消防費、目1、常備消防費の人件費事業でございます。こちらは昨年度の決算と比較いたしますと、時間外勤務手当及び休日勤務手当が増加し、夜間勤務手当が減額しております。備考欄にございます所属の人員、これが今回は90人ということで、前回の時点では93人ということでございました。

人数が減っておりますので、勤務手当、時間外の勤務等が増加するのは当然のことと考えておりますが、やはり体力勝負と言いますか、そういった職場でございますので、過度の負担等がかかっていることが危惧されます。この点について、認識をお伺いいたします。

続きましては、119ページの消防庁舎管理事業の光熱水費でございます。こちらの方、市役所の庁舎の方はさきの南野委員も質問されておりましたが、200万円の昨年度対比の減額ということでございました。

こちらの消防庁舎におきましては、47万円の残ということで、諸般の事情も

あろうかと思いますが、この予算と決算の状態において、何かご説明できる点がございましたらお聞かせください。

続きましては、123ページ、款8、消防費、項1、消防費、目2、非常備消防費、消防総務課ご所管になりますか、消耗品費、こちらが消防団員貸与被服購入等、恐らくこの辺が含まれておると認識しておりまして、それで昨年対比で倍ということでございます。仮に貸与の被服ということでございましたら、今後このような状況は続くかと思われまして、そういった今後の見通し等も含めて、今回の決算について一言ご説明をお願いいたします。

事務報告書の28ページ、人権啓発推進事業におきまして、人権週間記念行事実施状況という項目がございます。この街頭啓発活動でございますが、12月1日にJR千里丘駅等でティッシュペーパーやハイテクタワシ等の配布が行われたという点でございますが、参加人数が64人ということでございます。これは、実際に配る側として参加された人数をカウントされたのか、あるいは通行される方で、そういったものを受け取られた方をカウントされたのか、1点ご説明をお願いいたします。

最後に、29ページでございます。人権問題に関する主な行事でございますが、これはこの対象はどの程度の人員までを対象として行っておる行事かというのを1点お聞きいたしまして、1回目の質問を終了いたします。

○野口委員長 暫時休憩します。

(午前11時51分 休憩)

(午後 1時 再開)

○野口委員長 再開いたします。

答弁を求めます。井口課長。

○井口秘書課長 それでは、秘書課にか

かわりますご質問にお答えをさせていただきたいと思えます。

まず、1点目の秘書業務委託料の増加についてでございますが、平成16年度に比べまして、約30%、150万円の増加となっておりますが、この主な要因といたしましては、業務委託しております派遣職員の勤務時間の変更によるものでございます。従前は8時30分より15時30分までの1名、10時30分から17時30分までの1名、計2名の勤務体制でございましたが、平成17年度からは8時半から5時半までのフルタイムで2名の体制に変更いたしました。これに伴いまして、時間ベースでは1日4時間の増加、年間で約900時間の増加に伴いまして、約150万円の増加となりました。

2点目についてでございますが、ホームページの保守委託料の増加、この件につきましては、平成16年度に比べまして27万円の増加となっております。この要因といたしましては、ホームページの機能強化に伴います委託料の増額でございます。

具体的に申し上げますと、1つ目は各課のページ等に対しますメールによる問い合わせ機能を付加したことによりまして、新しいメール送信システムの構築にかかわります経費が増加したという点、2点目は携帯サイトの機能整備でございます。市内の医療機関や最新トピックスなど8項目をモバイル項目に加えまして、総合的な閲覧機能を可能としたことが原因でございます。

3つ目は広報紙のPDF化でございます。広報紙をダウンロードすることによりまして、閲覧が多くの方に可能となりました。4点目は選挙速報等でございます。全体としまして即時修正や機能の充

実を図ったことによりまして、年間27万円の増加となりました。

○野口委員長 山本課長。

○山本人事課長 人事課にかかわります4点についてご答弁申し上げます。

まず、予算概要の33ページ、職員給与管理事業の印刷製本でございますが、委員ご指摘のように、職員の給与明細にかかる印刷製本代でございます。

続きまして、34ページ、人事管理事業の試験問題作成等委託料の増でございますが、平成17年度、16年度を比べてみますと、試験の回数が平成17年度につきましては、年明けの18年に入りまして、消防職の職員並びに幼稚園教諭の採用をいたした関係で、適性検査をお受けいただいた受験者がふえております。また、消防職と幼稚園教諭の採用試験の委託料を臨時的に依頼した関係で、その分が増になったということでございます。

続きまして、同じく34ページの労働安全衛生事業の図書購入費9万9,750円の件でございますが、予算的にはビデオにつきましても図書購入で執行をさせていただいております。この9万9,750円につきましては、労働安全衛生にかかわります啓発ビデオ3本を購入いたしました。その活用方法でございますが、17年度の中身につきましては、メンタルヘルス関係が1本、生活習慣病の指導ビデオを2本購入させていただきました。

活用方法といたしましては、課単位でされる職場研修であったり、また自発的にされる自主研修に貸し出しをしております。また、健康管理の面からまいりますと、個人的な関係でいろいろとございます。職員個人からの要望につきましても貸出等を行っているというような状況でございます。

続きまして、予算概要35ページ、人件費事業の時間外手当でございますが、委員ご指摘のように、ここに掲載しております各年度3月末の職員数につきましては、平成17年度は16年度末より5名マイナスということになっております。その内訳でございますが、減のまず内訳は部長級が1名、次長級が2名、課長級が3名、係員級が2名の計8名の減ということでございます。

増の要因は、係長級が3名増ということで、時間外手当を要する職員につきましては、1名の増ということになっております。また、17年度に特化した事業を上げさせていただきますと、固有名詞出してあれなんですけれども、情報政策課につきましては、固定資産の評価替えの年度でございますので、どうしても時間外手当が増加しているというような傾向にございます。もう一つは、法制文書課でございます。こちらにつきましては、税制改正があったり、また地方分権でどんどん地方でいろんなことを考えなければいけない。また福祉分野におきまして、いろいろな法の改正がございます。この改正に伴いまして、どうしても市の条例の変更がたくさんございました。そういう関係で、法制文書課につきましては、16年、17年を比べますと時間外手当がふえてきておるということでございます。

ただ、法制文書課につきましては、この4月をもちまして1名増という形で今後より一層まいってまいります地方分権について対応していくために1名増しておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○野口委員長 杉本参事。

○杉本総務部参事 私の方からは消耗品に関するお問い合わせがございましたのでお答

えします。

まず1点目の一般管理費の方の一般の消耗品でございますけれども、これにつきましては総務防災課で使う消耗品もでございます。あと会計室の方で対応されておりますけれども、庁舎全体で使います文具でありますとか、こういったものを一括購入しておりますもので、その予算をこちらの方で支出しておるものでございまして、特に急にふやしているとか、そういうことではございません。ただある程度まとめて買いますので、その金額の差異等が若干の差異として出てきていると考えております。

もう一点、庁舎管理事業の方の消耗品でございますけれども、こちらは確かに三十数万円ふえております16年度と17年度の間で。これにつきましては、一般のいわゆる我々が使う事務経費の消耗品ということではございません。蛍光灯でありますとか、蓄電池でありますとか、むしろ庁舎を管理していく上で必要なものを購入しております。この中で、故障は多ければ当然それに対応するため、消耗品を購入する。ただ我々考えておりますのは、故障したから安易に外部発注をして修理するというのではなく、消耗品を購入することによって、我々であるとか、庁舎の総合管理であります技術者であるとか、こういった方をお願いしまして、できるだけお金をかけないで対応しようとしております。そのために消耗品の方でふえてくるということになるかと思えます。

それと全般的な消耗品についてどう考えるのかというお問い合わせがございましたけれども、これは職員一人ひとりの心構え、もったいないという気持ちを持って、自分のものであろうと、役所のものであろうと、節約して使うということが先ほど

の南野委員の質問にありました庁舎の光熱水費と同じことなんですけれども、必要なことでありますし、物品については管理しておられます会計室等とも相談しながらできるだけ大事に使っていただくとしてまいりたいと考えております。

○野口委員長 有山参事。

○有山市長公室参事 市民意向調査の結果なんです、総合計画の6基本施策ごとにアンケート項目を仕分けております。有効回答数は785サンプルでありまして、その回答率は15.7%となっております。

本調査と同様に平成17年度に実施されました摂津市高齢者保健福祉計画並びに介護保険事業計画のアンケート調査では、一般高齢者利用意識調査で69.8%、認定者利用意向調査では61.0%の回答率となっております。

また、政策推進課の方で平成5年9月にまちづくりに関する市民意向調査、このときは対象者数が3,000人、回収者数が1,630人ということで、54.3%となっております。

それぞれの調査と比較しましても、本調査はかなり低い回答率となっております。これは対象者を特定の人たちに絞ったという調査ではないという、その調査の性質上、数が少なかったのではないかと考えております。

それとまた摂津市の行政施策の説明を読んでもらって回答をいただくということから、かなり回答に時間を要することが原因であったのではないかとこのように考えております。

このような調査票、中身を読んでもらうという調査票といたしましたのは、前回、平成14年度の調査時にもっと詳細に施策の説明をしてほしいという市民の方々からの意見をいただいたことや、

継続して意向調査をする必要がありましたことから、前回との経年比較という観点からでございますが、前回調査票を基本といたしまして、今回の調査を行いました。前回の調査につきましては、街頭面接法で行っておりますので、この施策の読み取りに時間がかかるということが今回率の悪かった原因ではないかと考えております。

次回の市民意向調査は、平成20年、3年後に実施を予定いたしております。この分につきましては、現在の総合計画を見直す基本的な調査を実施する時期と重なることから、調査票のつくり方や調査の方法について工夫をしていく必要があると感じております。

より多くの市民の方々の意見を反映するアンケートを実施していきたいと思っております。

○野口委員長 寺本課長。

○寺本市民税課長 それでは、市民税ご課所管に係ります2点のご質問についてご説明を申し上げます。

まず、決算書の52ページでございますけれども、総務費委託金のうち府税徴収事務委託金についてどのような趣旨のものか、またどのように活用されているのかというご質問でございますけれども、これにつきましては、住民税につきましては、市町村におきまして個人市民税と個人府民税をあわせて課税徴収をさせていただいているところでございます。

個人府民税の部分につきましては、課税及び徴収に係ります経費を府税徴収取扱費として大阪府の方から負担していただいているものでございます。

この算出根拠につきましては、地方税法で規定されておまして、普通徴収、または特別徴収の税額通知書や変更通知書の通数に60円を乗じた額並びに個人

府民税の払込額に100分の7を乗じた額等となっております。17年度は1億466万1,104円を負担していただいているものでございます。

また、この算出方法につきましては、18年度の税制改正によりまして、19年度から納税義務者に3,000円を乗じた金額になるということで改正されるわけでございますけれども、19年度と20年度につきましては、システムの変更、また事務経費が増加することから、納税義務者に4,000円を乗じた額で負担していただけるということになっております。

それから、活用につきましては、賦課並びに徴収経費に充当されておるものでございます。

2点目のご質問でございますが、決算概要の51ページ、市民税課所管の一般事務事業のアルバイト賃金が16年度に比べて40万円ほどふえているのはどういう要因かというご質問でございますけれども、これにつきましては、市民税課のアルバイトにつきましては、毎年1月から市民税の当初課税ということで繁忙期に入りますので、事務の補助としまして当初課税事務が終了いたしますまでの間、雇用しておるわけでございますけれども、その他にも軽自動車税や法人市民税の賦課に関します事務について、補助としてアルバイト雇用を行っているところでございます。

この平成17年度につきましては、決算額が395万3,469円で16年度に比べまして42万7,926円の増、率で12.14%の増となっておりますわけですが、増の理由でございますけれども、これは3月の確定申告の時期に税務署におきまして、税務署の方に提出された確定申告書から住民税の課税資

料でありますマル住という用紙なんです、17年度からはこの切り離しの分離作業を市の方で対応することに取り決めて決まりまして、この税務署での切り離し分離作業を行うために、市の方でアルバイトを雇用したことによりまして、増となった次第でございます。

○野口委員長 東角課長。

○東角情報政策課長 それでは、情報政策課にかかりますご質問であります事務報告書の中の58ページ、セキュリティ強化対策事業、情報セキュリティ監査の導入のきっかけ及び今後の監査の方針についてお答えさせていただきます。

まず、導入のきっかけでございますが、平成17年4月1日から国の個人情報保護法が施行されることに伴いまして、本市では市民税、国保などの業務システムと庁内ネットワークシステムにつきまして、情報セキュリティの機能が現在客観的にどの程度果たされているかということを知る必要がございます、第三者機関であります外部監査法人、(株)ナニワ計算センターに調査を依頼、今後の外部からの不正アクセスの阻止や情報流失、漏えいの防御方策などについて検討を行いました。

これは一たび情報漏えいや外部からの不正アクセスが発生いたしますと、個人情報の保護が守られないだけでなく、安全・安心というかけがえのない、市民の信頼、信用を失い、かつ市に甚大な被害を発生させる危険性が高いことから、個人情報のうち特にデータの情報についてセキュリティ対策を万全に期すため、情報セキュリティ監査を実施いたしました。期間は、平成17年9月から10月の約2か月かけて市民税課並びに国保年金課並びに情報政策課の職員並びにシステムの実証・検証をいたしたところでござい

ます。

今後の監査の方向でございますが、オープンシステムの導入を去る9月の定例会でご可決いただきまして、その導入に向けてこれからの個人情報の保護、情報セキュリティ対策のあり方をいかにあるべきかということを外務監査法人からいただきました提言をもとに、改善していきたいと考えております。

○野口委員長 藤原参事。

○藤原市長公室参事 それでは、人権推進課にかかわりますご質問についてお答えいたします。

最初に人権啓発指導員雇用事業についてでございますが、従来2名を雇用していましたのを1名ふえております。これにつきましては、人権相談業務を新たに担ったということでございます。

午前中に市長公室長の方から補足説明をいたしました大阪府からの補助金をこの費用に充てております。参考までに事務報告書の28ページに人権擁護相談とその下に人権なんでも相談というのがございまして、実はこれは11月からこの人権なんでも相談という名称でやっております。雇用しましたのは、6月からですけれども、6月から10月にかけて嘱託員の相談員としてのスキルを身につけてもらうということで、この時期に開始をしました。

続いて、決算概要の49ページですけれども、平和イベント開催事業が16年度と17年度を比較して約20万円アップしているということでございます。

その主な分は毎年7月、8月が平和イベントですよという啓発をこの新庁舎の壁面を利用して懸垂幕を掲げております。それが実は18年度で予算要求をしようと思っておったんですけれども、余り老朽化が激しく、つり下げたところ

ばさっと下の方が墜落してしまいまして、慌てて新しいをつくったということに関係しました費用の増加でございます。

続きまして、事務報告書の28ページでありますけれども、街頭啓発、この64名というのは啓発物を配っていただいた方の数でございます。実際には、市内6か所で2,500セットを配っていただいております。

事務報告書の29ページですが、人権問題に関する主な行事ということであります。これは、職員研修という位置づけでありまして、ちなみに1行目の第36回部落解放・人権夏期講座は4名、その次の第39回全国集会は2名で、世界人権宣言57周年記念大阪集会は2名で、第20回人権啓発研究集会は2名で近畿地区人権同和行政研究集会は1名、合計11名の派遣をしております。

○野口委員長 大砂参事。

○大砂選挙管理委員会事務局参事 昨年9月11日に執行いたしました市議会議員一般選挙、それから衆議院議員総選挙の同日選挙での予算執行についてご説明させていただきます。

まず、予算についてでございますが、市議会議員一般選挙につきましては、当初予算で5,956万円計上いたしております。衆議院議員総選挙につきましては、解散に伴い専決処分いたしましたものでございます。

そして、経費の中には同日選挙であっても、それぞれの予算から執行しなければならない経費がございます。ポスター掲示場設営撤去委託料、投票用紙印刷代、選挙公報印刷代、また市議選におきましては、選挙公営制度に係る経費等でございます。

また、どちらの予算からも執行できる共通の経費がございます。入場整理券の

印刷代、郵送料、開票所設営撤去委託料、啓発チラシの印刷代、また投開票事務従事者に係る人件費でございます。

この共通する経費をどの選挙予算で執行するかでございますけれども、大阪府に問い合わせましても、一定の定めがなく、それぞれの選挙の種類によって違いがあるとのことでございます。

過去の例では国負担が6割から7割程度であるとのことございましたので、共通経費を国負担6割、市負担4割として執行いたしましたものでございます。

同日選挙におきます市議会議員一般選挙の経費につきましては、選挙公営制度に係る経費を除きまして、前回、平成13年執行の経費が2,750万円、今回執行の経費が1,450万円でございます。したがって、約1,300万円経費の削減が図れたものと考えております。よろしくお願ひいたします。

○野口委員長 明原参事。

○明原総務課参事 私の方から消防本部総務課に係ります3点のご質問にご答弁申し上げたいと思います。

まず1点目でございますが、消防費に係る時間外勤務手当の増加原因等ということについてのお問ひにお答えいたします。

現在、消防本部におきましては、本部に2課、消防署に2課、そして出張所3所にそれぞれ必要最低限の職員を配置し、現在消防職員一丸となりまして、市民に満足いただけるような消防サービスをとということで業務を行っているところでございます。

消防本部職員及び消防署長につきましては、毎日勤務、そして消防署と出張所の職員のつきましては、24時間制の隔日勤務の体制をとっております。平成17年度の時間外勤務手当の決算額の増額

ということでございますが、これにつきましては、委員ご指摘のとおり平成16年度と比較いたしますと、職員が年度途中で3名退職等で欠員しておりまして、その分の人員補充、また事務執行による時間外勤務の実績によるものでございます。

また、休日給の減少につきましては、算定に係る休日数が少なかったことによるものでございます。

夜間勤務手当につきましては、隔日勤務職員の配備の状況によるわずかな減少であると推察できます。なお、引き続き休職者が1名おりますけれども、平成18年4月1日には、この者も含めて93名の職員を適正に配置いたしておりまして、今後につきましては、職員の健康管理等にきめ細かく留意してまいりたいと思いますので、よろしくご理解をお願いしたいと思います。

次に、消防庁舎管理事業の光熱水費の執行状況というお問ひにご答弁申し上げます。

光熱水費につきましては、消防本部庁舎及び出先の3つの出張所の電気代、ガス代、上下水道代を支出いたしましたものでございます。支出金額につきましては、平成17年度を見ますと前年度比マイナス3.3%の実績がありました。これにつきましては、昼休みの消灯、また冷暖房の適正設定等、エネルギーの節約につきまして、過去にはSup30運動、昨年まではATOMS運動等を通じまして、職員の意識に十分浸透した結果であろうかと思っております。

執行残額が47万5,255円と少なく見えますのは、毎年予算編成のときに精査を行いまして、平成17年度につきましてもできる限り当初予算で金額を絞り込んだ結果となっているところでござ

います。引き続き、エネルギーの節約につきましても、光熱水費の節約に努めまして光熱水費の節減を図ってまいりたいと思いますので、ご理解をお願い申し上げます。

続いて3点目でございますが、消防団活動管理事業におきます需用費、消耗品費の内訳と今後の執行の動向というお問い合わせだと思っておりますが、その点につきまして、ご答弁申し上げます。

本事業の需用費、消耗品費につきましては、主なものが消防団被服に係る経費の執行でございます。平成17年度の決算額362万5,954円は、前年度16年度に比べまして、175万6,085円増加しております。新基準の消防団被服の購入経費といたしましては、先ほどもご説明しました平成17年度から4年間、平成20年度まで考えておまして、単年度当たり187万5,000円の予算を見込んでおります。

したがって、おおむねこの増加分につきましても、その被服代でございます。したがって、今後の動向といたしましては、平成21年度からは従前の消耗品費の執行予定に戻ると推察されるところでございます。

○野口委員長 三宅委員。

○三宅委員 それぞれご答弁ありがとうございました。

まず、秘書業務委託料でございますけれども、増員されて予算のときにもご説明があったのであろうと思っておりますが、勤務体系が変わったということで理解いたしました。

南千里丘のまちづくり等で、そういった秘書系の業務が増加しておることはこちらとしても承知するところでございますが、そういった点からもしっかりと情報の相互の理解を先方とこちらとのつな

がり、あとスケジュール管理等、秘書業務の適正な執行に努めていきたいと考えております。

続きまして、職員給与管理事業の印刷製本費のご説明をいただきまして、この点なんですけれども、他の自治体におきまして、こちらの明細に広告を掲載しているというケースを伺ったことがあります。今回が17万円程度の額でございますので、そういった広告の掲載等を活用すれば、この額程度の捻出は可能ではないかと考えますが、こういった点についての見解をお聞かせください。

次に、人事管理の試験問題の件でございますけれども、確かに消防職と幼稚園教諭の任期つき職員の採用等があったかと思っておりますが、そのことであると認識いたしました。この点について理解いたしましたので。

続きまして、労働安全の図書購入でございますが、ビデオも含めてメンタルヘルスと生活習慣病のビデオを購入し、それを貸し出ししておるということで、現在、まさにこのメンタルヘルスが非常に話題となっておりますところで、大阪商工会議所が主催のメンタルヘルスマネジメント検定という検定試験もせんだって実施をされております。こういった社会情勢等勘案していただきまして、管理職の方々はもちろんのことながら、一般の係員の皆さんにも自己の対処法、また精神的な安定をしっかりと図っていただきますように、特にそういった点は事務作業や市民サービス等に直結する問題でございますので、そういった点、ご所管の人事の皆様におかれましては、重々承知していただきますように、お願い申し上げます。

続きましては、人件費の時間外勤務手当の件でございますけれども、ただいまご説明いただきまして、おおよその理解

をいたしました。この時間外、休日勤務もそうですけれども、やはり勤務した以上は労働基準法等にのっとれば、それを適切に記録し、また手当を受け取るという権利があることは事実であると考えております。

私も以前、小売店の店長をしておりましたので、幹部の方々からアルバイトや一般社員のそういった業務の管理を適切に行うようにとの指導は受けておりました。こういった時間外、あるいは休日等に勤務されるということは、もちろん金銭においてその対価を支払うという面がありますけれども、やはり作業として最も適切なのは、時間どおりに1日の作業、あるいは月単位、年単位の作業を完結するということであると私は考えております。したがって、この時間外勤務手当、休日手当の多寡にかかわらず、管理職の皆様には一般職の部下に当たります係員の皆様、あるいは臨時職員、非常勤職員の皆様に、そういった点をしっかりと理解していただくように、適切な時間内での業務の完結を目標とし、しかしそれでも例えば、国民健康保険でありますとか、こども育成、高齢者障害者福祉、そういった点では、恐らく窓口の対応がございますので、一般的な事務作業はなかなか予定どおりに進めることは難しいと。それは恐らく市民税、固定資産税、その他の課税も似たような状況は発生しておると考えております。

そういった点も総合的に勘案され、まさに市民サービスに直結する職員のモチベーションの管理や体調管理、そういったメンタルの管理を心がけていただきたいと思いますと考えております。この点につきまして、公室長から一言考えを、また消防長からも一言いただければと考えております。

続きまして、37ページにありました総務防災課の消耗品費の件でございますが、一定、理解をいたしました。文具費等の支出に関しての節約という点がございましたので、それは重々に順守していただきたいと考えております。

また、庁舎管理の点につきましては、蛍光灯や蓄電池等の更新のお話でございました。この点に関しまして、やはりただいま電池の世界でも、また蛍光灯、LED等の新しい長持ちする技術等が開発されておりますので、そういった点へのしっかりとした対応もしていただきますように、お願い申し上げます。

続きましては、政策推進課の市民意向調査の点についてでございます。ただいま参事の方から対象者の選定あるいは回答方法等についての見解が述べられたものと理解いたします。

こういった調査事につきましては、やはり内容も確かに重要でございますが、まず回答率も同じぐらい重要視されてくるものと考えられています。ただいま、つい先日にも人権に関する市民アンケートが送付されておるということも伺っておりますので、回答事項、質問事項の作成等、また回答方法等で今後とも鋭意ご検討いただきますようお願い申し上げます。

続きましては、情報政策課、セキュリティの件でございます。平成17年の個人情報保護の時点より、こういったデータの保護を重要視するべしというご答弁であったと認識いたしますが、当然のことながら、そういった情報漏えいに関しては、重々に守っていかねければならないと。今後、オープンシステムへの変更がただいま進んでおりますので、先ほどの答弁にもございました今回の監査において、いただいた提言というものをしっ

かりと活用していただきまして、またそういった内容、これを他の職員の方々にもしっかりと認知していただくように、努力をお願いいたします。

続きましては、平和イベントに関する増額分のご説明でございますが、これは懸垂幕の新調というふうに、ただいまご答弁いただきまして、理解いたしました。

そういった点はやはり落下における事故等にもつながりかねない場合もございますので、十分に注意をしていただき、適切な執行をお願いいたします。

続きましては、市民税課におけますアルバイトの賃金でございます。向こうの指示に従うということで理解をいたしましたので、一般的なアルバイト業務で節約できる点があるかと思っておりますので、そういった点の検討もお願いいたします。

続きまして、56ページの市議会議員一般選挙における予算執行の件でございますが、ただいま国と市の割合とまた単独選挙であった場合との比較のご説明がありました。1,300万円ということで、ほぼ5割の分の充当ができた。ただ、これに関しては、今回は恐らく将来的には再びというのはなかなか難しいと考えられますので、これを参考としてまた今後の選挙等の節約された、しかし適切な執行をよろしくお願いいたします。

続きましては、消防に关します人件費でございますが、時間外、休日勤務の手当てに关して、明原参事の方から原因等との絡みがあり、それに関して執行されたというようなご答弁をいただきました。

特に、消防職員といいますと、連日救急車のサイレンが聞こえますように、不足があり出動ができなかったでありますとか、1人が欠員しておりその分がちょっと負担になってしまい、ほかの署員に過度な負担がかかったという結果をもって

の職務的な遅滞は許されるものではないと考えておりますので、そういった点もあわせて、今般新しく採用されました新人の方も含めまして、先ほども申し上げましたが、人員管理に关しまして消防長から一言お願いいたします。

119ページの光熱水費についてでございますが、予算要求の時点から絞り、またそれに加えて節約を心がけておると、そのような内容の答弁であったと理解をいたします。

ただいまのこれまでの一連の委員会の中で、ウォームビズの効果が前回においては、若干薄かったというような内容の話もございましたので、エネルギーの節約には、参事もご答弁されておりましたけれども、やはり市役所、消防の別なく節約の意識はまさに市長の提唱しておられます人間基礎教育の一環でもございますので、しっかりと認知を徹底していただきたいと考えております。

消防団活動の消耗品費につきましてもただいまご答弁をいただきました。被服等の計画に従って予算を要求し、執行しておると、ただ昨今の社会、世界情勢等を考えますと、新たな装備と、せんだってはアスベストに対する防じんマスク等で、最近におきましては、テロ対策において消防団員の方が率先して出動ということは考えにくいものでございますけれども、そういう事態に遭遇しないとも限りませんので、そういった新しい事態に対応するための消防団員の方のこういった備品等、これについて何か計画がほかにごございましたら、1点ご答弁をいただきたく存じます。

続きましては、一般会計歳入歳出決算書の52ページの府税徴収事務委託金でございますが、寺本課長の方からご説明をいただきました。この分は、また制

度改正において恐らく増額の方向になるかというふうなご答弁だったと認識をいたします。

その分をやはり同じく適切に、この範囲でどういった事務ができるかという、より絞った予算編成の段階からの検討をお願いいたしたく思います。

続きまして、平成17年度事務報告書の人権啓発推進事業におけます啓発活動の参加人員につきまして、これはまさに参加した人員であるのご答弁をいただきました。総数が2,500セットということで、充実した活動がとらえておるものと認識をいたします。

こういった点につきまして、やはり主体的に参加する、そして市民の方もそういうイベントがあり、そういうことが行われ、そしてそのイベントは何を目的として行われているのかという、そういった点の周知と、こういった点を総合的にしっかりと検討され、よりよいPR方法を今後とも検討していただきますように。

続きましては、嘱託員の増額分についてのご説明が同じく28ページの人権相談事業実施に導入されたものというふうにご答弁をいただきました。すなわち人権なんでも相談という項目がそれに当たり、これが増員分の成果であるというふうにご理解をいたしました。

人権擁護相談と比較いたしますと、利用者も増加しておりますので、こっちの方が結果として利用しやすかったのかという印象を受けますので、またこういった点の工夫等をご検討いただきますようによろしくお願い申し上げます。

そして、最後になりましたが、29ページの人権問題に関する主な行事、これで参加人数をご説明いただきました。こちらの内容なんですけれども、1点人権問題に関するとしておる中で、靖国問題

という表記がございませぬけれども、これは靖国問題をどういった視点からとらえたものであったか、その点把握しておられましたらご説明をお願いいたします。

以上、2回目といたします。

○野口委員長 山本課長。

○山本人事課長 人事課にかかわりますところの、職員の給与明細に企業広告を掲載すればというご質問だったと思います。現在、市民課、または市民税課におきまして、広告の入った封筒を業者さんから提供を受けて、窓口持ち帰り用として市として活用させていただいております。

また、15日に発行いたします広報せつにおきましても企業広告を入れさせていただいているということでございます。

まず、封筒の配付枚数を市民課等に確認させていただきますと、年間で約7万2,000通程度、月平均6,000枚と、広報紙におきましては月に約3万2,000部の発行になっていると。市民全体にかかわります、こういう資料につきまして、広告をちょうだいするということは可能な時代になってきたのかなと思っております。

ただ、職員明細に置きかえますと、どうしても特定の約750名という職員数でございます。この750という職員に対して、企業広告をご提供いただけるかどうか、まだ研究はしておりませんが、非常に困難ではないかというのが現在の人事課の見解でございます。ご理解をお願いいたします。

○野口委員長 藤原市長公室参事。

○藤原市長公室参事 人権問題に関する行事の中で、1行目の第36回部落解放・人権夏期講座の中で、靖国問題とはどういう問題かという内容であります。これは講師がフルネームまではちょっと存

じ上げないのですが、東大教授の高橋先生のご講演でありました。講演の内容につきましては、日本と中国、韓国の歴史的な認識の違い、そして日本国内においては遺族の方々の考えとか、あるいは靖国は一宗教法人ではないかという、その辺をずっと課題を出されてご自分では結論づけられなかったというふうに講演の中身は聞いております。

○野口委員長 明原参事。

○明原総務課参事 消防団員に装備する新たな導入予定の装備品についてというご質問にお答えさせていただきます。

消防団の活動につきましては、消防団が非常備でありますことから、常備消防が装備するほどの特殊な装備は原則保有いたしておりません。通常の活動につきましては、それぞれの消防団が保有する機材装備の範囲内の有効活用ということは原則でございます。しかしながら、消防活動を遂行する上で、最も重要なことはと申しますと、これはやはり団員の安全管理であります。そういった意味ですから、昨年問題になりましたアスベストの対策、そのアスベスト対策用のマスクの購入ということでは、本年度、18年度から執行予定をいたしております。

○野口委員長 稲田消防長。

○稲田消防長 超過勤務手当関係にかかりますご質問につきまして、ご答弁を申し上げます。既にご承知のとおりでございますが、現在、消防職員の定数は、先ほど明原参事がご説明いたしましたとおり93名であります。しかしながら、今日の急激な高齢化、また疾病構造の変化、また技術の高度化、社会環境等の複雑化等に伴います特殊な災害等に伴いまして、救急業務が年々増加傾向にございますし、また通信業務や予防業務の専門化等への対応、課題も山積をい

たしておるところでございます。

いずれにいたしましても、市民の安心と安全を確保するという消防行政の使命を担うことに多少とも支障を来すような事態とならないよう、常に万全の対応で臨んでいるところでありますが、今後とも引き続き職員の負担増とならないよう、適正な人員配置に努めてまいりたいと考えております。

○野口委員長 寺田市長公室長。

○寺田市長公室長 適切な時間管理ということで、全体的に答弁ということでございますが、ご承知のとおり本市の財政状況を受けまして、行財政改革の中で職員数の削減ということで、ピーク時には906人の職員数であったのが、今現在748人、今日標として700人体制に持っていこうということで、これは市職員全体で、そのうち事務職の場合は6割採用ということでなっております。

そういうことからしますと、職員数の減というのは非常にそれぞれの事務に影響しているということは確かでございます。また、現場作業と違いまして、事務の場合は一括して100%業務を委託するというようなことは非常に難しい部門でございますので、それぞれ各課で職員が頑張っていただいで、業務に支障のないようにしていただいでいるわけであります。

また、一方、コンピューターの普及だと思ふんですが、国なり府なりから求められる報告資料、これは年々複雑多岐、詳細にわたっておりまして、それらの報告を出すのも非常に職員が苦勞して、その業務の中でやっているというような状況もございまして、また地方分権、構造改革、あるいは三位一体の改革によりまして、さまざまな制度は変わってきている。それに対応するための事務、それともう一点は、団塊の世代の退職によつ

てベテラン職員が減りつつあると、そういう現状にあって、職員の方も時間外はだれもしたくないのでありますけれども、せざるを得ない状況というのはあろうかと思えます。

ただ、時間外を適正な時間におさめるということは非常にわかるわけですが、この17年度決算でも、これは職員全体でございますが、休日の時間外の時間でございますが、合計で732時間を減というふうにしておりますから、その中であっても時間外を減らしているというような状況でございますので、これはまさしく職員の努力だというふうに我々は思っております。

今後それでもいろいろと職員の健康上のこともございますので、職員の採用というのは非常に難しいところでございますが、行政パートナーとか、あるいは再任用職員の活用とか、臨時非常勤職員の活用ということで、何とか補っていきたいと考えております。

○野口委員長 三宅委員。

○三宅委員 ご答弁をいただきましてありがとうございます。

職員給与の明細に広告の明細につきましては、確かに750人からの数で広告をとというのは難しいのかなとただいまのご答弁で感じました。ただ、一連の封筒、また広報、こういった点と含めましてこの給与明細もあわせて契約に入れての検討もできようかと思われまますので、そういった観点からの検討もよろしく願いいたします。

1点ちょっと漏れておりましたけれども、ホームページの保守委託料の増額に関するご説明でございましたが、4点ほど新しい項目がふえたということで、中に広報紙のPDF化が含まれておりました。こういった点はまさに情報の伝達に

において重要と思われまますので、この方向性を失うことなく今後とも努力をしていただきたいと思います。

人権問題に関する主な行事の中の靖国問題の件でございますけれども、ただいま東大の教授の方からの講演であったと、そして内容として説明であったというふうにご答弁をいただきました。

この件に関しましては、マスコミ等いろいろと賛否両論と言われておりますけれども、あれはあくまで国家の枢要たる首相あるいは閣僚が参拝することに関しての論議であって、一般人が参拝すること、信心すること、また参拝しないことはこれはまさに憲法が保障する信教の自由にかかわってきますし、また皆さんがよくお使いになられます内心の自由、これにかかわるものでございますので、どちらかに偏った結論をもつての講演であってはならないと、そういうふうに考えております。

したがいまして、ただいまは結論は聴衆に任せるという方針の内容というものでございましたので、安心をしたところでございますけれども、そういった内容についてもしっかりと検討して今後の研修に生かしていただきたいと思いますと考えております。

そして、消防団員に対する装備の件でございますけれども、アスベストのマスクに関して追加の補充があったというふうにただいまご答弁をいただいたと認識をいたします。

やはり今般の複雑多岐にわたる社会情勢においては、こういった災害で出動の機会があるとも限りませんので、生命、身体、財産、保全という消防の教訓に従い、署員団員、もちろん救出され得る市民あるいはその他の皆様の安全、しっかりと守っていただきたいと思いますをお願いを申し

上げておきます。

そして、消防長と公室長よりただいま職員の配置体制等について、ご答弁をいただきました。先ほども申し上げましたけれども、やはり休日に出てくるというある通常の就業時間を超えて事務を行う、こういった点はいたし方ない点はもちろん承知をいたしております。

これは、以前勤めておりました企業でも同じでございました。しかしながら、職場間において、例えばある課では、時間どおりにすぐ終わることができ、またある課では、私が例えば夜8時や9時に退庁するときになっても、いまだに電気がついておる、そういうような状況も見受けております。

また、タイムカードの配置を見ても、固定化された部署の方々のタイムカードは8時、9時台、10時台でも残っていることが見受けられております。要因が恐らく時々に応じて変わっておるものとは認識をいたしておりますけれども、そういった固定化された勤務形態という認識が広まってしまいましたならば、例えば人事異動の際に、あそこに行かないといけないのかというような認識を持つ職員の方々が出るかも知れません。

したがいまして、かつて私が提案いたしましたような事務の兼掌、課内で係に別れている分を条例等の改正も含めて兼掌ができるようにするであるとか、また行政パートナー等に権限の範囲内で事務の執行を移譲する。そういったケースも、今後、正職員が減少していくという状況を踏まえますれば、深く検討していかなければならないと考えております。

今すぐにどうこうできるという問題ではないとは存じておりますけれども、そういった職場間の勤務形態の話題の言葉

を使いましたら格差といいますか、そういった点にもしっかりと目を向けていただき、職員の管理と市民サービスの充実とこの相互をしっかりと連動させ、今後の市政運営に取り組んでいただきたいという点を申し上げて、質問を終了いたします。

○野口委員長 三宅委員の質問が終わりました。ほかにございませんか。

柴田委員。

○柴田委員 午前中に南野委員からもお尋ねになっておりました。私も今回の決算を見ておまして、不納欠損と収入未済額との関係で、非常にことし17年度は例年に比べて倍ぐらいの不納欠損をされた。そのことについては先ほど午前中いろいろとご答弁いただきましたので、内容はよくわかったんですが、ここ数年の流れを見ますと、大体7,000万とか8,000万の不納欠損でしたけれども、ことし17年度は1億5,000万円、そのかわりに後に残るのが9億7,789万7,120円、そういう収入未済額になったということで、これを計算してみると、例年よりもかなり未済額が少なくなってきた。これはやっぱり今日まで努力していただいた中での税収、未収を回収していただいたということになるのかなと思っております。少しこの辺の経緯を先ほどもご説明いただいたのですが、教えていただけたらありがたいなと思っております。

2番目は、これも市立集会所のことも南野委員からもお聞きになったので、私の観点は、この中の備品整備ということで、もう既に今うちは51か所市立集会所がありまして、それなりの運営をされている。中にはきょうの説明あった、かなりたくさん使われるところから、二けた台にとどまっているところまでとい

うことで、その中は千差万別というのですか、いろいろと事情があるんだろうと思います。今日、それぞれの集会所でお年寄りを中心としたふれあいサロン等が開かれております。

その中で、備品として今、もうお年寄りが畳に座って会議をしたり、集会に参加するということはなかなかできない状況、いすなり、座いすなり、そういうものを使って集会に参加するというようなことが必要になってきているように思います。事実、集会所でもいすと机をセットして、腰かけで集会をするというところが我々の知っているところでも幾らか出ております。これからの集会所についてのあり方として、備品も集会所によっては、そういうふうな備品が必要となってくるのではないかと。そういうことで、今回まで備品費はわずかですけれども、今後どのようにそういうものに対する備品の購入のお考えを持っていかれるのかどうかということを一つ聞いておきたいと思っております。

それから、男女共同参画センターのことについてですけれども、講座開催の費用を予算188万9,000円、これが決算は181万1,500円ということですが、これもどのようなことをされたのか、少し内容を教えていただきたいと思っております。

それから、ちょっと逆になりましたけど、決算書の10ページですけれども、交通安全対策特別交付というところで、1,900万、これは決算では1,988万9,000円収入しております。これは使途は建設部門の方でいろいろとお使いになるのだろうと思うのですが、この交付金を受けられた内容についてだけ、歳入という形の中で教えていただきたいと思っております。

それから、消防の方ですけれども、決算概要の124ページ、自主防災組織支援事業というのがあるのですけれども、これは55万円の予算で、実際は43万4,228円執行されて、11万5,772円未執行ということなんです。これについてもどのようなことで、この費用を捻出されたのか、教えていただきたい。

○野口委員長 葭中次長。

○葭中総務部次長 午前のように、不納欠損の部分で説明をさせていただきましたが、この不納欠損の部分につきましては、今回16年度に比べましたら約2倍というような状況になっておるのですが、先日の新聞の分なのですが、全国の市町村におきましても、不納欠損の額が非常に多くなっているというふう聞いております。その分については、市町村税におきましては、この不納欠損の額が5年前に比べて1.4倍という数でふえているという状況になっております。そういうことで、この回収不能が相当各市とも相対的にふえているという状況になっております。

また、この不納欠損の部分でございますが、各市ともこの部分の不納欠損については、毎年多額の部分を不納欠損にしておりまして、本市におきましては、大体平均的な数値の中で不納欠損をやっておるような状況でございます。

それで、次に滞納の金額の関係についてご説明をさせていただきたいと思っております。この滞納の繰越額につきましては、平成12年度では、9億5,820万898円でございます。平成17年度では11億247万2,848円というような状況になっておりまして、この12年度の額に比べて、15%の増という滞納のふえる状況になっております。

そういうことで、徴収率の関係等もよるのですが、この滞納の額が年々ふえてきておったような状況になっております。それと先ほど委員の方からのお話がありましたが、18年度は9億7,700万円程度に若干減ると思いますが、こういう滞納の繰り越しにつきましては、我々、早期な対応が求められておりますので、この分については適切な処置をさせていただきます。滞納の額を減らしていくような努力をしてまいりたいと思っております。

そういう滞納を減らす分につきましては、我々職員が専門的な知識を持つというのが非常に重要な部分と思っております。そういうことで、平成17年度からは大阪府の専任スタッフを来ていただき、また18年度からは派遣職員等を来ていただいて、いろいろな専門的な部分を教えていただく中で、こういう徴収の部分を充実させていただきたいと考えておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○野口委員長 杉本参事。

○杉本総務部参事 私の方から集会所の件と自主防災の件とございましたのでお答えします。

集会所の先ほど修理に関しては約500万円程度年間使っているとお話をさせていただきました。委員ご指摘のとおり、各集会所の内部にあります備品の問題というのは相当老朽化しているところ等もございますので、要望は多々いただいております。原則、私どもの考え方といたしましては、現在のところは集会所を当初建てましたときの備品について、傷んだものについては、これは交換をしていきますということをしていきますが、新規については申しわけないですけれども、ご要望に応じることはできないという言い方をしております。

また、集会所につきましては、各自治会で自主的な管理ということで運営委員会等をつくっていただいておりますけれども、市の方から1か所当たり3万5,200円の補助のみということになっておりまして、現実には、何を根拠にしていると言いましたら、これは電気代であるとか、ガス代であるとか、こういったものの基本料金のみをお支払いしているだけということになります。あとは各集会所が使用料等お取りになり、これをもって賄っておられる。クーラー等については、市の方は持ちませんので、各集会所の方で、運営委員会の方でご努力くださいという話になっておるのですけれども、非常にご苦勞いただいているということは承知しております。将来の集会所のあり方というのもまたそういった面も含めて考えていかなければいけないと考えております。

この中で、高齢者の方がふえられて、いす、机による方がいいのではないかと、いう声は確かにたくさんいただいております。昨年度につきましては、社会福祉協議会がふれあいサロンをやっておられる集会所について、お申し出がありまして、社会福祉協議会として全市の中でこの集会所については、できれば私ども備品を出しますので、市の方で床の改修をしてもらえないかというお話がありましたので、2か所やっております。この中で、いす、机にして非常に喜んでいただいております。ですから、やっていきたいという気持ちは持っておりますけれども、やはり1か所やりますと、50万、60万のお金になりますので、これを早急に全部実現するという事は難しいのではないかと考えております。

いす、机となりますと、畳のままでい

す、机というわけにいきませんので、カーペット敷きに変えるとか、入り口、先ほどありました段差の解消でありますとか、こういったこともすべて含むということになりますので、順次、内部改修等を必要とするところ、先ほど申しました使用頻度の高いところについては、今後、検討を加え、予算の範囲の中ではありますけれども、前向きに考えたいなと考えております。

もう一点、自主防災組織の消耗品のお話が出ておりましたので、これにつきましては、各自主防災組織につきまして、自主防災訓練をしていただいたときに、1自主防災組織、小学校区ですけれども、5万円を限度に消耗品を私どもで購入してお渡しするという制度にしております。

昨年につきましては、腕章を買われたところ、トランシーバーを購入されたところ、メガホンなど、その地域の実情に合わせて、消火器を買われたところもございますし、地域で必要と思われるものをその訓練のとき使っていただく。また、その訓練以降で、防災倉庫等へ備蓄していただいて、生かしていただくというような形で使っていただいております。

この合計が先ほど申し上げる消耗費の自主防災訓練が行われたところでの補助いたしました額になったということでございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○野口委員長 堤課長。

○堤財政課長 それでは、私の方から交通安全対策特別交付金につきまして、その内容をご説明させていただきたいと思ひます。

交通安全対策特別交付金につきましては、交通反則金収入を原資といたしまして、地方公共団体が単独事業として行う

道路交通安全施設の設置及び管理に要する費用に充てるため、交付されるものでございます。

その用途につきましては、今、申し上げました費用の中で、特に歩道、自動車道、自転車・歩行者道、自転車専用道等の整備及び管理の費用ですとか、交差点の改良のための費用、道路標識、柵、街灯、道路情報提供装置、その他、道路の管理に係る費用、それから、救急自動車の設置に要する費用などに充当されることとなっております。

交付基準といたしましては、今、申し上げました反則金収入から経費を差し引いた残りの額を都道府県に3分の2、市町村に3分の1交付されまして、その額につきましては、過去2年間における交通事故の発生件数の平均値、それから、国勢調査による集中地区人口、それから改良済み道路の延長の3つを指標としまして、それぞれ2対1対1の割合で配分を行うということになっております。

過去の交付金額を見ますと、14年までは1,700万円台ということになっておりますけれども、交通反則金の改定等がございまして、15年度以降は1,900万円台で推移をいたしております。

それから、その交通安全特別対策交付金の充当につきましては、平成17年度では、別府新在家線舗道改良事業ほか、7事業で約2,400万円の充当状況となっております。

○野口委員長 牛渡課長。

○牛渡女性政策課長 それでは、女性政策課にかかりますご質問についてご答弁申し上げます。

男女共同参画センター講座開催事業について、その講座内容についてのご質問でございますが、男女共同参画センターが主催いたします講座につきましては、

理念の普及、学習機会の提供、人材育成、就労支援、この4つを大きな事業体系として取り組んでおります。事務報告書37ページに、平成17年度に実施いたしました事業の一覧を掲載いたしておりますけれども、全部で26の講座を実施させていただき、延べで1,338名のご参加をいただいております。

センター講座の経費につきましては、お招きする講師の方にお支払いする報償金と一部団体等から派遣いただく講師がございまして、その分については委託料という形でお支払いをしております。

また、男女共同参画センターが主催します講座につきましては、ご要望がある限り、一時保育を設定しておりますので、その一時保育の委託料としてお支払いをしたもの、その総計が決算書に記載の金額でございます。

○野口委員長 柴田委員。

○柴田委員 よくわかりました。まず、市税のことですけど、私は努力して回収をしていただくというのは当たり前なことなんですけれども、この数字から見て、少し回収の努力が見えたのでしょうかということを聞いておりますので、例えば来年度への繰り越しは九億七千何がしですね。ことしは不納欠損を一億五千数百万出して、その前年度との差額を見ても、常時11億ほどのお金が収入未済額で上がっていたのが、その金を足しましても10億2,000万ぐらいにしかならない。その数字が落ちてきているので、これは努力されたことでしょうかというふうにお尋ねしたので、その内容のとおりであれば、そういうふうになっておりますということで結構なんです。

それともう一つは、これ5年間の時効ですか、これは法律か何かできっちり決まっているんでしょうか。それとも各行

政がそのことをきちっと規則、指針を決めて、不納欠損にしていくのか、その辺ちょっとよくわかりませんが、もしわかったら教えていただきたいということ。

これに関連して、このことはちょっときょうお尋ねするのに値するかどうかわかりませんが、この間、奈良県と北海道、こういう税収未収等の徴収を促進するために、民間の力を借りるといようなことを少しマスコミのあたりで言っていたように思うので、そういうことも今後含めて、コストの問題、さっき1万円集めるのに、大体300円ぐらいのコストがかかっているとおっしゃっていましたが、私はコストをたくさんかけていいというものじゃないのですけれども、今すべてが直営でやるということがなかなか難しい中で、交通の駐車違反でも民間に委託していくといような時代になってきていますので、そういうような流れの中に、市も考えをめぐらせていかれるのかどうかということが、もし考えとしてあれば教えていただきたい。まずそのことを尋ねておきます。

それから、集会所のことですが、ご答弁はいただきました。確かに福祉の方で、それなりの捻出をしていただいて、備品を少し購入されたというところもあるというふうに聞いておりますが、私は集会所の今後のあり方として、だんだんと畳に座る形から、腰かけを使っての形へ変わってきているように思うので、そういうときの今ある机の買い替えぐらいには、集会所の備品として今後やっぱり摂津市の集会所の備品の一部に、今わずかな補助金を出しておられますが、その買い替えのための補助金なども出せるような方法はできませんでしょうか。

さっき50万ぐらいかかると言われましたけれども、確かに立派なものを買っ

てきちっとすれば50万もかかるかもわかりませんが、例えば、よそで廃棄処分、余ってきたパイプいすだとか、いろいろで十分使えるようなものは上手に工夫して集会所へ貸与していくとか、またこういう高い机をそこそこ使えるものは集会所で使ってもらおうとかいうようなことで、今、市内の中でいろいろ出てくる備品の調達をうまく融通し合えば、そういうところへも使ってもらえるというようなことも含めて、今後集会所の中でのバリアフリー化、そして高齢者の集會に少しでも楽な姿勢というようなことを考えるときに、そういう形というものを考えていかれたらどうでしょうかということをお願いしております。

さっき鋭意努力もするということですから、これ以上、どないだんねんと聞いても、どうかと思いますので、私はそういうことを含めてお願いをしておりますので、よろしく願いしておきます。

それから、自主防災の件につきまして、確かにこれは校区単位でやっておられるのではないかと、今、この事業の中で捻出されているのは、校区単位でやられているものの自由裁量、その予算内で何かを買いなさいというようなことで支出されているということですね。これもよくわかりました。

やっぱりこれからの防災というのはそういう形の中でやられる、もう少しきめ細かい単位の中でやっていくというようなことも必要ではないかと思っておりますので、これは地域から今のやっているところを分割してやりたい。例えば、味舌校区なんかだったら運動会ではDブロックまでありますから、Aブロックでもやる、Bブロックでもやる、Cブロックでもやるという、それぐらいの単位の防災というようなことにすると、よりきめ細かなも

のできるのかなと思って、ちょっとお尋ねしたんですが、これもよくわかりました。

それから、交通安全対策特別交付金、聞いてみますと、我々車で違反したときのやつがこういうところへ戻ってきているのかなと思ったら、うれしいようなつらいような、それでちょっとこの費用がどれぐらい生かされて使われているのかということは、正直言いまして我々の会派の中にも委員会に所属しているものが、委員がおりますので、その辺も含めて議論の中で少しお尋ねしておいてほしいということで、1,989万円ほどだけど実質的には2,400万円ほど充当した中へ使っているという理解でよろしいんでしょうか。ありがとうございます。

男女共同参画の方はよくわかりました。これ託児所のような少しお子さんを預かるような施設なども含めて、この事業を進めていただいていると思うし、予算執行から見ましても、講師なんかの予算というのはほとんど満額使っておられる。満額使うのは正しいとは思いませんけれども、当初の予算に合った事業をやっているのだらうと。ただ、子どもを預かれるとき、少し補助金余っておるんですけども、これも思っていたよりもお子さんが来られなかって、余ったのか、それとも節約をうまくやって余ったのかということは感じましたけれども、これは別に答弁も要りません。そういう事業をしていただいているということでよくわかりましたので、今後より活発な事業をしていただくようお願いしておきます。

いよいよ最初に戻りますけれども、市税のことですけれども、1つさっき私が冒頭申し上げましたようなことでお答えがいただけるようであれば、お願いした

と思います。

○野口委員長 不納欠損だとか、収入未済額の問題ですけれども、努力されている中身だとか、結果、そういった事務報告の不納欠損処分状況の処分の仕方とか、徴収促進策とか、そういった点をお尋ねしておりますので、答弁の方、よろしくお願いいたします。葭中次長。

○葭中総務部次長 この不納欠損の部分につきましては、地方税法の18条の消滅事項等の関係なり、また15条の部分で執行停止等の法律に基づいて執行させていただいております。

この不納欠損につきましては、居所不明とか、生活の能力の乏しい方とかいろいろな要件があるのですが、そういう部分につきましては、財産調査なり、いろいろな部分を調査した上での不納欠損でございます。これについてはこういう調査等も踏まえた中の数字ということで、一定、させていただいているような状況になっております。

それで、この滞納とか徴収の関係でございますが、従来でしたら督促状を、また催告書、また臨戸訪問というような部分の徴収の方法等をさせていただいておりますが、先ほども申し上げておりましたように、債権等の差し押さえ等もやる中で、いろいろな徴収の部分させていただいております。

また、納税の相談、今、いろいろな部分で急に生活が苦しくなったというような方も非常におられますので、分割の納付の相談とか、そういう部分を逐次させていただいて、一定の納税意欲という部分を持っていただけるような方法等もさせていただいておるような状況であったと。そういうことで、いろいろ収納部分については難しい面もありますが、我々もそういう部分でいろいろな部分の技法

等修得して、一定、徴収の努力をしていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○野口委員長 奥村総務部長。

○奥村総務部長 それでは、若干補足をさせていただきたいと思います。

市税につきましては、100%納税していただくのが当然のことなのですが、実質的には事業不振やあるいはリストラによって、要は生活が困窮される方もかなりおられます。その方々につきましては、やはり納付期限に間に合わなくなって、滞納になり、あるいは生活困窮のためにまた不納欠損処分をしなければならないというふうになっております。

過去、府下全体の徴収率をご紹介いたしますと、平成元年度の府下市町村の徴収率は97.3%でございました。1年古いのですが、平成16年度の府下市町村の徴収率は92.7%ということで、府下全体にはやはり徴収率が落ちております。

本市におきましても同様に、平成元年度は97.4%の徴収率が平成17年度決算になりますが、93.8%ということで、府下同様の傾向として本市も同じような傾向になっていると思います。

ただ、先ほど次長の方から答弁いたしましたように、納税課については、職員一丸となって徴収努力をしております。ちょっと件数は不明なのですが、以前、納税につきましては、不動産の差し押さえが多かったのですが、最近では銀行預金の差し押さえ、それから生命保険の差し押さえ、電話債券の差し押さえ等々、あらゆる手段を使いまして、要は債権確保に努めております。今後につきましても、同様に督促状のみならず、臨戸徴収、あるいは本人との面談を通じまして、納税の交渉で分割払いでも払っていただ

るような、そういう指導も行っております。

それから、オープンシステムの導入に伴いまして、それぞれコンビニ収納も1つ私ども検討させていただいております。先ほど午前中に答弁いたしましたように、当然、徴税コストも考えていかなければなりませんけれども、やはり徴税コスト以上に効果が出るようであれば、当然積極的にいろいろな方策も研究していきたいと思っております。

それから、ご質問がございましたように、民間の力を借りるということで、ちょっとたしか堺市の方だったと思うのですが、アルバイト雇用、あるいは人材派遣で電話の催告をやっておられることも聞いております。ただ、本市の分の税額そのものの滞納分が他市に比べて、堺市なんかで非常に大きいと思います。そういう部分では、効果がすぐあらわれると思うのですが、本市について、本当に効果があるものかどうか。今後、研究の1つというふうに我々は思っております。

○野口委員長 柴田委員。

○柴田委員 いろいろとご丁寧なご答弁いただいております。私が聞いておりましたのは、今、葎中次長がお答えいただいたことでいいと思うんですが、何回も言いますけれども、ことし、18年度ですね。九億七千何百万の収入未済額になったと。今までは11億ほど未済額を持ったまま繰り越してきたと。その金額を1億5,000万の仮に不納欠損で計算しても、その差額入れても十億何千万ぐらいになるから、約1億ぐらいの未済額が減ったのじゃありませんかというお尋ねをしたんで、それは違いますよということなら違うと答えていただいたらいいけど、それだけご努力もなさったんでしようということをお尋ねを別に何もよい

しよしているわけじゃないんですよ。その数字で出てきているから、そうでしょうかと聞いているんですから、そのことにも的確に、そうならそうだと答えていただければ、我々も市民に対して、実は16年度は十一億何千万の収入未済額をもって繰り越したけれども、17年度は不納欠損は多かったけれども、しかしまた未済額は9億7,000万という数字にまで落ちたんだよと。これは、それぞれ努力してはることだということも説明できますから、そういうことも含めて、今後努力しはったことは一生懸命我々も理解して、そして今、言うように時にはきつい取り立ても含めてでも、出ないといけなるときには出てもらって、さっき総務部長がおっしゃったように、限りなくパーセンテージを上げていくんだと。

私はその中で、先般マスコミなんかでも、堺でしたか、私は奈良というふうに記憶違いしていたんですけども、民間のそういうのも使ったりして、金額を上限を決めて、督促というようなことをやるというようなことを聞きました。しかし、これもプライバシーのこともありますし、そういうことを即取り入れることが本当に市民に優しい行政なのかというようなことの裏返しもありますので、一長一短というところあるだろうなと思いつつ、少しそういうことをやっておられる行政もあるというふうにお尋ねしました。

よくわかりましたので、ありがとうございました。終わります。

○野口委員長 柴田委員の質疑は終わりました。

暫時休憩します。

(午後2時38分 休憩)

(午後2時40分 再開)

○野口委員長 再開いたします。

以上で認定第1号所管分に対する質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午後2時41分 休憩)

(午後3時 9分 再開)

○野口委員長 再開します。

認定第5号の審査を行います。

本件については補足説明を省略し、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○野口委員長 質疑がないようでございます。質疑なしと認め、質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午後3時10分 休憩)

(午後3時11分 再開)

○野口委員長 再開いたします。

討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○野口委員長 討論なしと認め、採決します。

認定第1号所管分について、認定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○野口委員長 全員賛成。

よって、本件は認定すべきものと決定いたしました。

続いて、認定第5号について、認定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○野口委員長 全員賛成。

よって、本件は認定すべきものと決定いたしました。

以上で、本委員会を閉会いたします。

(午後3時12分 閉会)

総務常任委員長 野口 博

総務常任委員 川端福江

委員会条例第29条第1項の規定により署名する。